

- ・第7期栗東市障がい福祉計画
- ・第3期栗東市障がい児福祉計画

《案》

令和5年12月

栗東市

目次

第1部 総論	1
第1章 計画策定にあたって	2
第2章 障がいのある人を取り巻く状況.....	10
第3章 計画の基本方針	43
第2部 障がい者基本計画	
1. 理解と交流の促進	
2. 保健・医療の充実	
3. 生活支援の充実	
4. 学習機会の充実と社会参加の促進.....	
5. 就労の促進	
6. 生活環境の整備	
7. 防災・災害時支援の充実	
第3部 障がい福祉計画・障がい児福祉計画.....	45
第1章 令和8年度の数値目標.....	46
第2章 障がい福祉サービスの見込量	52
第3章 地域生活支援事業の見込量	73
第4章 障がい児福祉サービスの見込量	82
第5章 その他活動指標	87

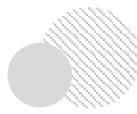


第1部 総論

第1章 計画の策定にあたって

第2章 障がいのある人を取り巻く状況

第1章 計画策定にあたって



1. 計画策定の趣旨・背景

我が国の障がい者福祉施策においては、障がいのある人が自分らしく地域で生活を送ることができるよう、あらゆる取組が進められてきました。平成23年から平成25年にかけて、「障害者基本法」の改正や「障害者虐待防止法」の施行、「障害者総合支援法」の改正等が行われ、平成26年1月、平成18年に国際連合が採択した「障害者権利条約」の同条約を批准することとなりました。その後も、「障害者差別解消法」の施行、「障害者雇用促進法」の改正及び「発達障害者支援法」の改正が行われるなど、障がいのある人を支援するための法律や制度の整備等が進められてきました。

平成30年4月に「障害者総合支援法」「児童福祉法」が改正され、障がいのある人自身が望む地域生活を営むことができるよう、「生活」「就労」に対する支援の一層の充実や高齢で障がいのある人による介護保険サービスの円滑な利用等を促進するための見直しが行われました。また、障がいのある子どもへの支援の提供体制を計画的に確保するため、都道府県、市町村における障がい児福祉計画の策定が義務付けられています。

平成30年6月には「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」、令和元年には「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」、令和3年3月には「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」、令和4年には「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」が施行されました。障がいの有無等にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う「心のバリアフリー」やユニバーサルデザインのまちづくりの推進等により、共生社会を実現し、障がいのある人の活躍の機会を増やすことが目指されています。

栗東市（以下、「本市」という）では、令和3年に「第3期栗東市障がい者基本計画」「第6期栗東市障がい福祉計画」「第2期栗東市障がい児福祉計画」をそれぞれ策定し、障がい者福祉施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

このたび、「第6期栗東市障がい福祉計画」「第2期栗東市障がい児福祉計画」が、計画期間の満了を迎えることから、国の動向や、これまでの本市の障がい者福祉施策の実施状況、本市の障がいのある人を取り巻く現状・課題等を踏まえ、「第3期栗東市障がい者基本計画」との整合を図りつつ、「第7期栗東市障がい福祉計画」「第3期栗東市障がい児福祉計画」（以下、本計画という）を策定します。

◆近年の障がい者施策にかかる主な関連法令、計画策定の動向

年度	事項	概要
平成 19	障害者権利条約に署名	・障がい者に関する初めての国際条約
平成 21	障害者雇用促進法の改正	・障害者雇用納付金制度の適応対象範囲を拡大
平成 23	障害者基本法の改正	・障がい者の定義の見直し、「合理的配慮」の概念や「差別禁止」の明記
平成 24	障害者虐待防止法の施行	・虐待の定義、防止策を明記
平成 25	障害者総合支援法の施行	・「障害者自立支援法」の見直し、障がいへの難病追加、制度の谷間の解消
	障害者優先調達推進法の施行	・障がい者就労施設などへの物品等の需要の推進
平成 26	障害者権利条約に批准	・障害者権利条約の批准書を国連に寄託、同年2月に我が国について発効
平成 28	障害者差別解消法の施行	・障がいを理由とする差別の取り扱いの禁止 ・差別解消の取組の義務化
	障害者雇用促進法の改正	・国や自治体における合理的配慮の提供が義務化
	成年後見制度利用促進法の施行	・国において成年後見制度利用促進基本計画の策定及び成年後見制度利用促進会議等の設置
	発達障害者支援法の一部を改正する法律の施行	・「発達障害者」の定義の改正、「社会的障壁」の定義の改正 ・国や自治体における相談体制の整備の責務を明記
平成 30	障害者雇用促進法の改正	・障害者雇用義務の対象に精神障がい者が加わる
	障害者総合支援法及び児童福祉法の改正	・自立生活援助の創設、就労定着支援の創設、居宅訪問型児童発達支援の創設 ・高齢障がい者の介護保険サービスの円滑利用 ・障がい児のサービス提供体制の計画的な構築（「障がい児福祉計画」の策定） ・医療的ケアを要する障がい児に対する支援
令和元	障害者雇用促進法の改正	・障害者活躍推進計画策定の義務化（地方公共団体） ・特定短時間労働者を雇用する事業主に特例給付金の支給
	読書バリアフリー法の施行	・視覚障がい者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進を目的とする
令和2	障害者雇用促進法の改正	・事業主に対する給付制度、障がい者雇用に関する優良な中小事業主に対する認定制度（もにす認定制度）の創設
令和3	障害者差別解消法の改正	・合理的配慮の提供義務の拡大（国や自治体のみから民間事業者も対象に）
	医療的ケア児支援法の施行	・医療的ケア児が居住地域にかかわらず適切な支援を受けられることを基本理念に位置づけ、国や自治体に支援の責務を明記
令和4	障害者総合支援法の改正	・グループホーム入居者の一人暮らしへの移行支援を進める
	障害者雇用促進法の改正	・週10時間以上20時間未満で働く精神障がい者、重度身体障がい者、重度知的障がい者について、法定雇用率の算定対象に加える
	障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の施行	・障がい者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進（障がいの種類・程度に応じた手段を選択可能とする）

2. 計画推進にあたり踏まえるべき事項

(1)ノーマライゼーションとソーシャル・インクルージョン

すべての人が障がいの有無にかかわらず、自分らしい生活を送ることができ（ノーマライゼーション）、かつすべての人が排除されることなく包摶される社会（ソーシャル・インクルージョン）の実現を基本的な視点として定め、障がい者施策を推進していくことが求められています。

(2)地域共生社会の実現

国は、平成 28 年に「『我が事・丸ごと』地域共生社会実現本部」を設置し、その中で制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」等という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体等が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野等を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現をめざすことを示しました。

「地域共生社会」とは、高齢者や障がいのある人、子ども等のすべての人々が地域、暮らし、生きがいをともにつくり、高め合うことをめざすものです。「地域共生社会」の実現に向け、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割をもち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉等の公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みづくりが求められています。

(3)「持続可能な開発目標(SDGs)」の実現

「持続可能な開発目標」(Sustainable Development Goals、SDGs)とは、平成 27 年 9 月の国連サミットで採択された、平成 28 年から令和 12 年の 15 年間で達成するために掲げた国際目標です。「誰一人として取り残さない」ことを基本理念として掲げており、障がい者福祉に関する目標としては「不平等」（差別解消）や「教育」（インクルーシブ教育）、「経済成長と雇用」（障がい者の雇用）等が挙げられています。

本市においても、「誰一人として取り残さない」という包括的な視点のもと、すべての人の平等かつ公平な社会参画を目指し、安心して暮らせるまちづくりを協働で進める必要があります。



3. 計画の位置づけ

(1) 法令等の根拠

◆第3期栗東市障がい者基本計画◆

「第3期栗東市障がい者基本計画」は、「障害者基本法」第11条第3項の規定による「市町村障害者計画」として、本市における障がい者施策全般にかかる理念や基本的な方針、目標等を定めた計画です。

障害者基本法(昭和45年法律第84号) 第11条第3項

市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

◆第7期栗東市障がい福祉計画・第3期栗東市障がい児福祉計画◆

「第7期栗東市障がい福祉計画」は、「障害者総合支援法」第88条の規定による「市町村障害福祉計画」として、「第3期栗東市障がい児福祉計画」は「児童福祉法」第33条の規定による「市町村障害児福祉計画」として、本市における障がい福祉サービスや相談支援、地域生活支援事業の提供体制等の確保に係る目標や、各年度における障がい福祉サービス等の種類ごとの必要な量の見込み、地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項等を定めた計画です。

■障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

(平成17年法律第123号) 第88条第1項

市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

■児童福祉法(昭和22年法律第164号) 第33条の20第1項

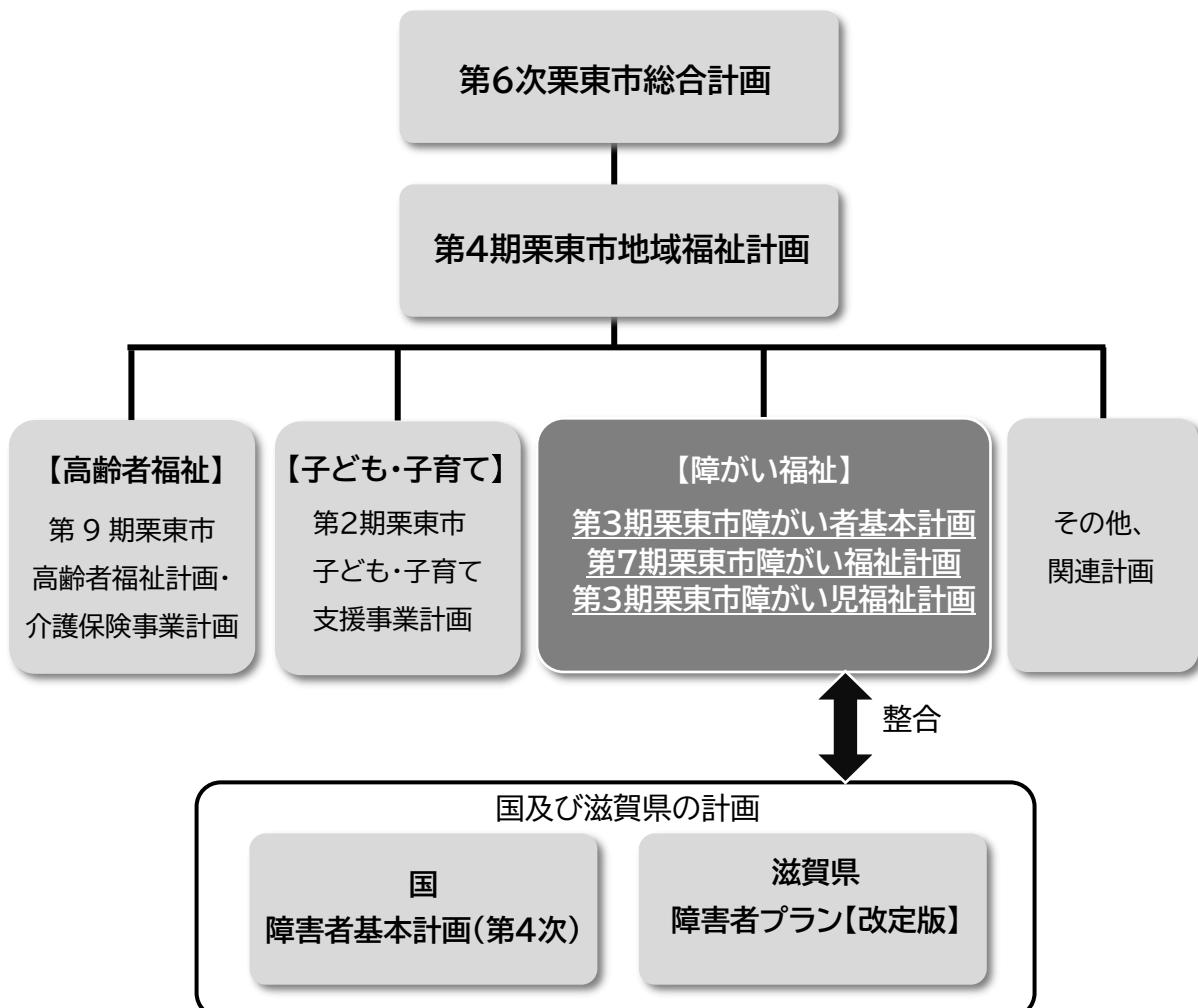
市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

(2)他計画との整合

本計画は、本市のまちづくりの基本方針である「栗東市総合計画」を最上位計画とします。また、福祉分野の上位計画である「栗東市地域福祉計画」を踏まえた計画として、これらの上位計画と整合性を図り、関連づけながら推進していきます。なお、今後の障がい者施策を効果的に進められるよう、障がい者施策の基本理念や方針を定めた「第3期栗東市障がい者基本計画」との整合性を図りながら「第7期栗東市障がい福祉計画」と「第3期栗東市障がい児福祉計画」を一体的に策定します。

また、国の「障害者基本計画」や滋賀県の「滋賀県障害者プラン【改定版】」等、国・県の関連計画との整合性を図るものとします。

◆他計画との整合性



4. 計画の期間

「第3期栗東市障がい者基本計画」の期間は、令和3年度を初年度とし、令和8年度までの6か年の計画です。

「第7期栗東市障がい福祉計画（第3期栗東市障がい児福祉計画含む）」は、令和6年度から令和8年度までを計画期間として作成します。

ただし、計画期間中に社会情勢の変動や法制度の改正等が行われた場合は、必要に応じて見直しを行うこととします。

◆計画の期間

	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
障がい者 基本計画	第3期計画					
障がい 福祉計画	第6期計画			第7期計画		
障がい児 福祉計画	第2期計画			第3期計画		

5. 計画策定の経過

(1)アンケート調査等の実施

◆障害者手帳保持者等対象アンケート調査◆

障がい者等の実態や意向等を把握するために障害者手帳所持者等に対してアンケート調査を実施します。

◆事業所アンケート調査◆

障がい者等の実態や意向等を把握するために、障がい者に関する事業所に対してアンケート調査を実施します。

(2)栗東市障がい福祉計画等策定委員会での審議

学識経験者、福祉団体関係者、保健医療関係者、障がい者団体関係者、行政関係者等で構成する「栗東市障がい福祉計画等策定委員会」(以下「策定委員会」という。)において審議し、その意見を踏まえ策定します。

(3)パブリックコメントの実施

策定委員会で検討された計画案を公表し、広く意見を聴取するため「パブリックコメント」を実施します。

6. 計画の推進と進行管理

(1) 庁内の連携体制

障がい者施策の推進については、福祉の他にも、教育、就労、保健・医療、都市計画等の各分野における全庁的な取組が必要となってきます。庁内各課の連携を図り、全庁が一体となって各種施策を推進していきます。

(2) 県、近隣自治体及び関係機関等との連携

本計画の推進にあたっては、県に協力を呼びかけ、施策の総合的な展開に努めるとともに、近隣自治体と合同で進めることができます。さらに、障がい福祉サービス事業所をはじめとする関係機関とも連携しながら障がい者施策を推進していきます。

(3) 進捗状況の管理

市として的確に進行管理を行うとともに、計画の推進においては、毎年、「栗東市障がい者の住みよいまちづくり推進協議会」において、計画の進捗状況やサービス見込量等について達成状況の点検・評価を行い、その結果に基づいて必要な対策を実施し、「P D C Aサイクル」のプロセスを踏まえた計画の進行に努めます。



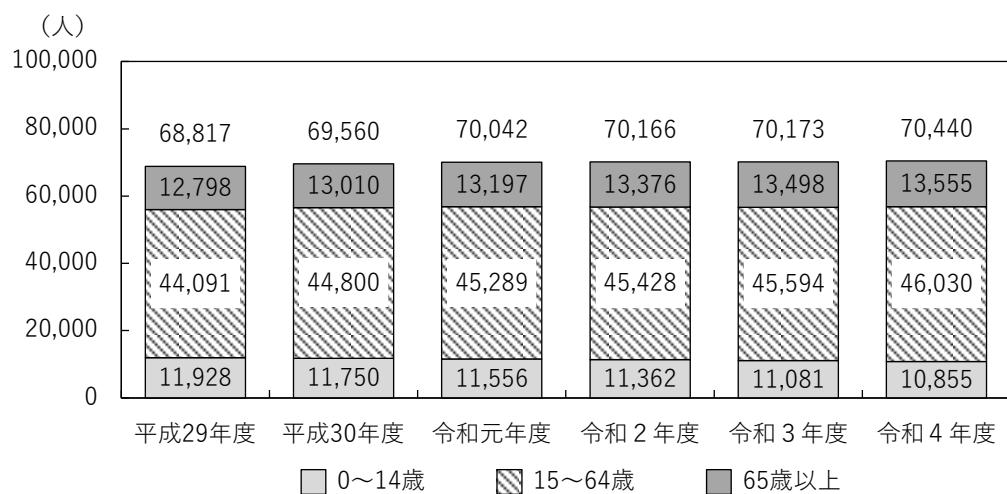
第2章 障がいのある人を取り巻く状況



1. 栗東市の人口の推移

本市の人口は、令和5年3月31日現在で70,440人となっており、年々増加しています。年齢別でみると、15歳未満は減少しており、15～64歳、65歳以上は年々増加しています。

◆年齢3区分人口比率



資料：住民基本台帳（各年度末現在）

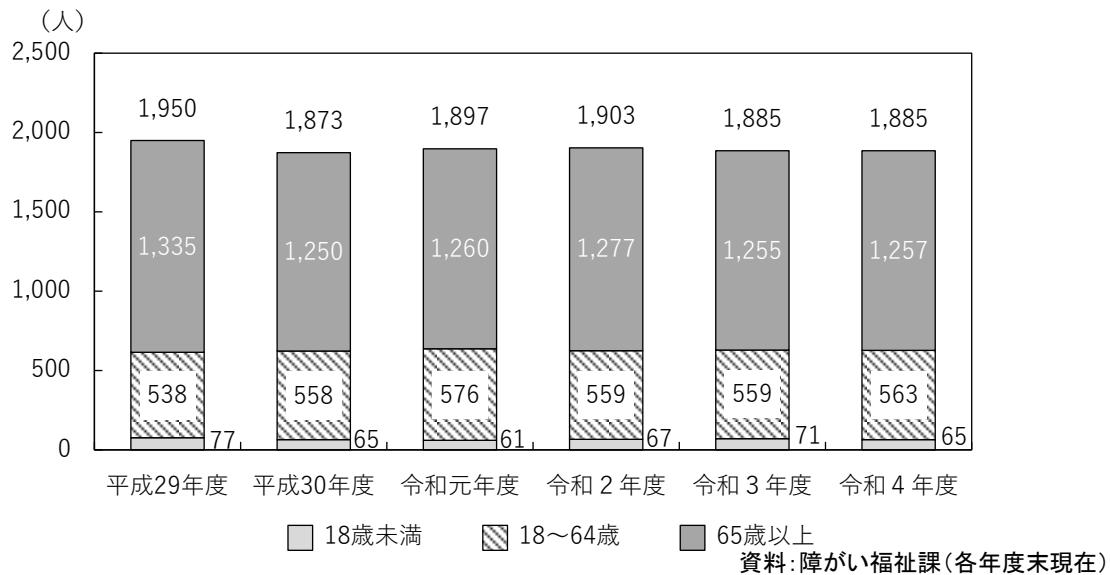
2. 障がいのある人の推移

(1) 身体障がいのある人

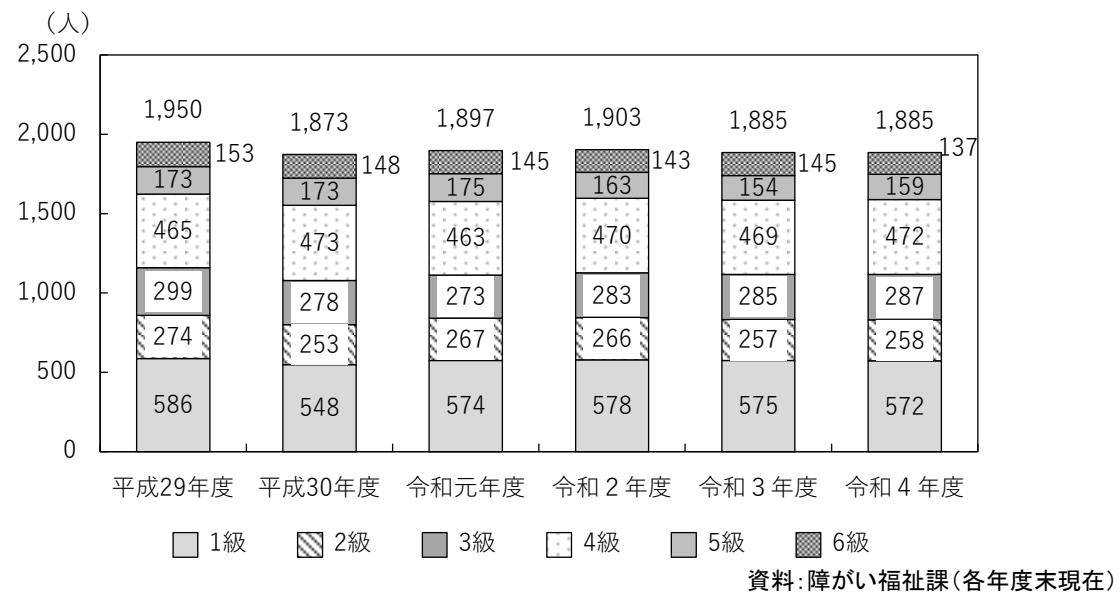
身体障がいのある人の数は、令和4年度末現在で1,885人となっており、平成29年度以降、増減を繰り返しながら推移しています。

年齢別でみると、どの年齢層も増減を繰り返しています。障がい等級別でみると、いずれの年度においても1級が多くなっています。

◆年齢別身体障害者手帳交付数の推移

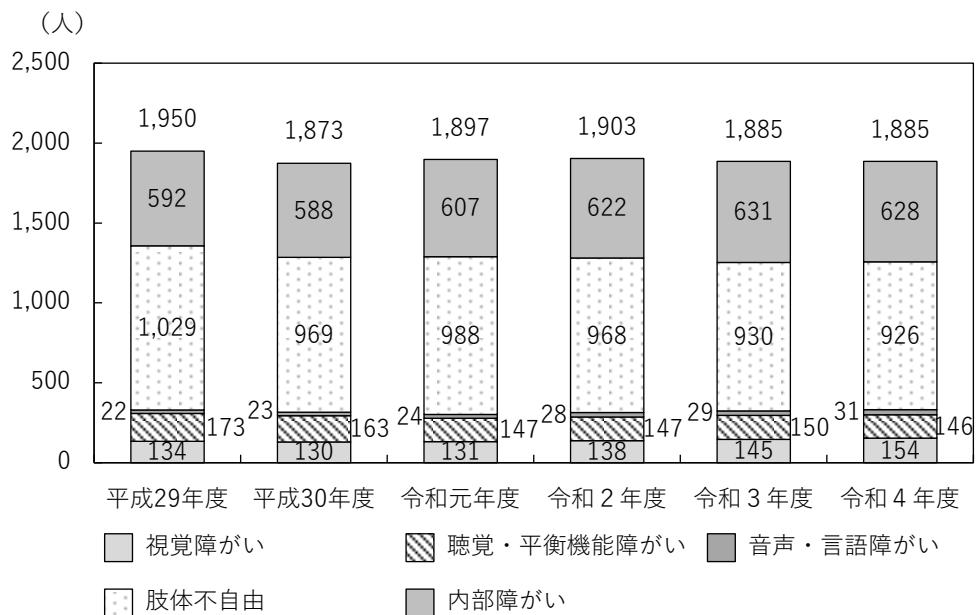


◆障がい等級別身体障害者手帳交付数の推移



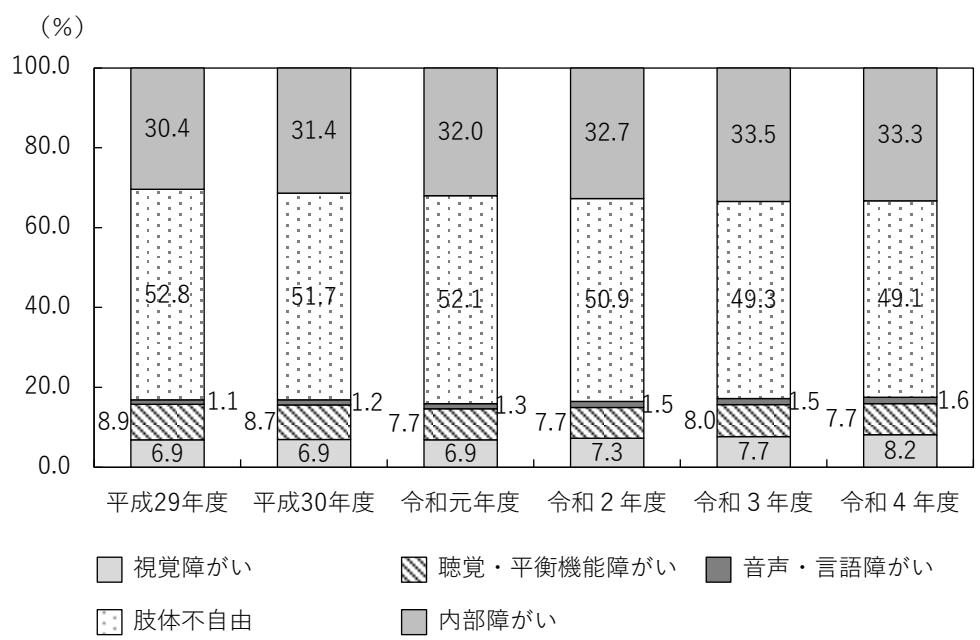
障がいの種別でみると、交付数は減少傾向であるものの全ての年度において肢体不自由が占める割合が高く、約50%を占めています。

◆障がい種別身体障害者手帳交付数の推移



資料:障がい福祉課(各年度末現在)

◆障がい種別身体障害者手帳交付数の内訳の推移



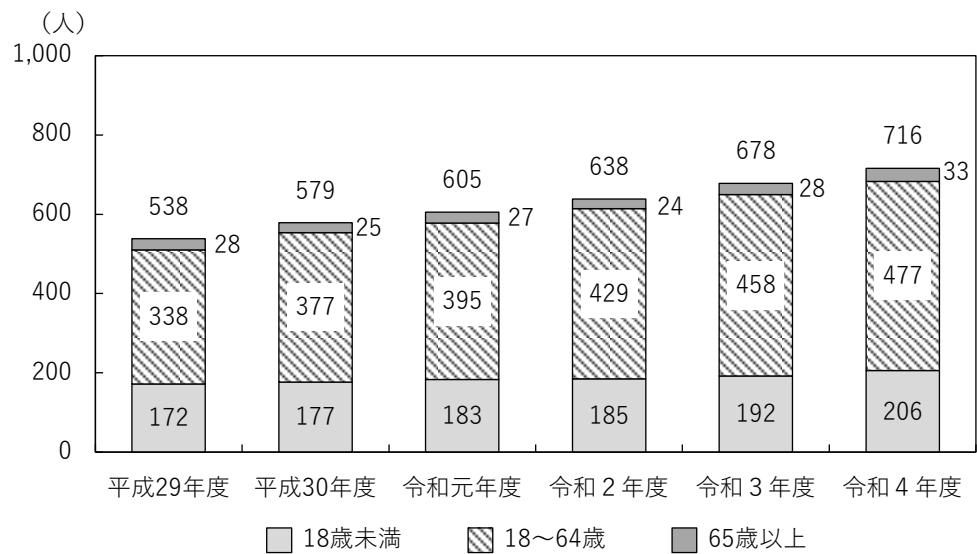
資料:障がい福祉課(各年度末現在)

(2)知的障がいのある人

療育手帳所持者数の推移をみると、平成 29 年度以降増加傾向が続いている、令和 4 年度末現在で 716 人となっています。

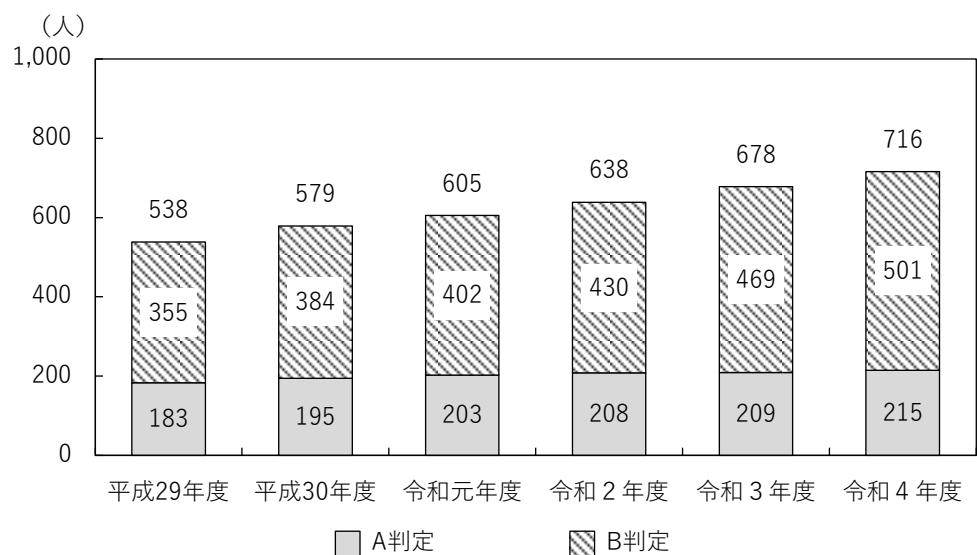
年齢別でみると、どの年齢層も増加傾向にあります。平成 29 年度から令和 4 年度の変化では、18~64 歳の増加率が最も多く、令和 4 年度末現在で 477 人と、平成 29 年度の 41.1% 増となっています。判定別でみると、B 判定の増加率が最も高く、令和 4 年度末現在で 501 人と、平成 29 年度の 41.1% 増となっています。

◆年齢別療育手帳交付数の推移



資料:障がい福祉課(各年度末現在)

◆判定別療育手帳交付数の推移



資料:障がい福祉課(各年度末現在)

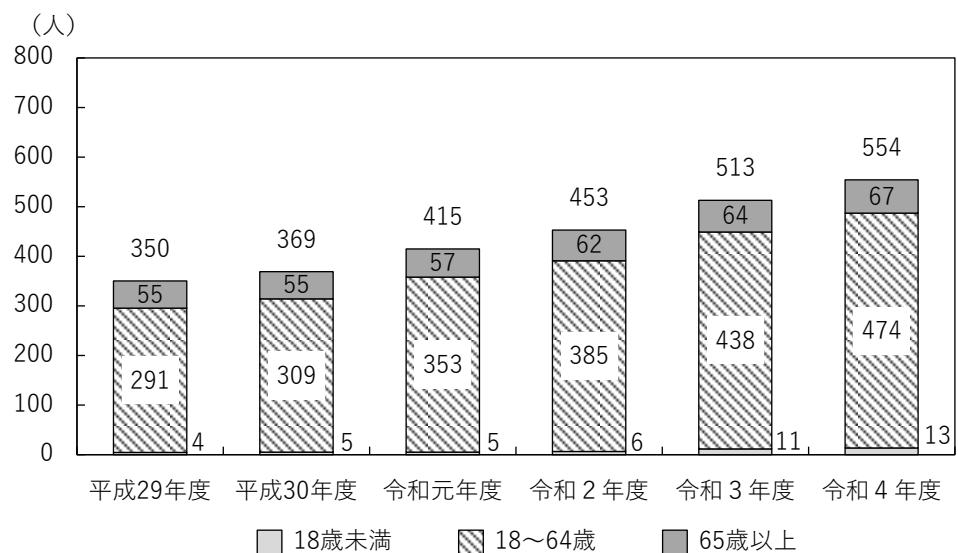
(3)精神障がいのある人

精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移をみると、平成 29 年度から令和 4 年度にかけて全体的に増加傾向にあり、令和 4 年度末現在で 554 人となっています。

年齢別でみると、どの年齢層も増加傾向にあります。平成 29 年度から令和 4 年度の変化では、18 歳未満の増加率が最も多く、令和 4 年度末現在で 13 人と、平成 29 年度の 225.0% 増となっています。18~64 歳も増加しており、令和 4 年度末現在で 474 人と、平成 29 年度の 62.9% 増となっています。

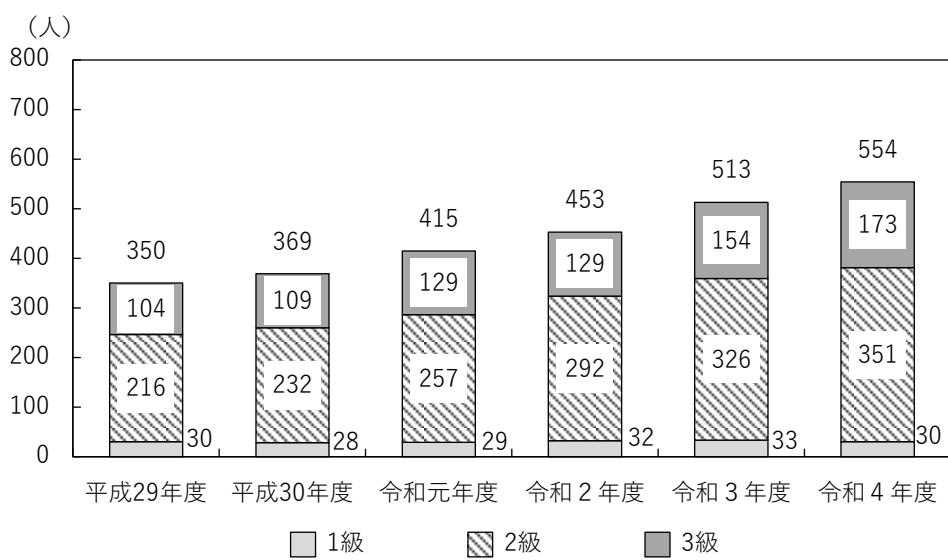
また、等級別でみると、3 級の増加率が最も高く、令和 4 年度末現在で 173 人と、平成 29 年度の 66.3% 増、次いで 2 級が平成 29 年度の 62.5% 増となっています。

◆年齢別精神障害者保健福祉手帳交付数の推移



資料:障がい福祉課(各年度末現在)

◆障がい等級別精神障害者保健福祉手帳交付数の推移



資料:障がい福祉課(各年度末現在)

3. 障がいのある人の生活支援の状況

(1) 公的サービスの現状

① 公的サービスの現状

(ア) 補装具の交付・修理

補装具の交付・修理は令和2年度から令和3年度にかけて減少したものの令和4年度にかけて増加に転じ、令和4年度末の利用者数は171人となっています。

◆補装具の交付・修理の利用推移

(単位：人)

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
利用者延べ人数	152	169	145	171

※各年度3月31日現在

(イ) 心身障がい児・者紙おむつ助成制度

心身障がい児・者紙おむつ助成制度は緩やかに増加しており、対象人数は令和4年度で51人となっています。

◆心身障がい児・者紙おむつ助成制度

(単位：人)

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
対象人数	45	47	48	51

※各年度3月31日現在

(ウ) 在宅重度障がい者住宅改造費助成制度

在宅重度障がい者住宅改造費助成制度は、利用件数が令和元年度は4件で、以降は増減を繰り返しながら推移し、令和4年度の利用はありませんでした。

◆在宅重度障がい者住宅改造費助成制度

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
利用件数(件)	4	2	3	0
助成額(千円)	1,029	684	1050	0

※各年度3月31日現在

②保健・医療サービス

(ア)自立支援医療(育成医療)の給付

自立支援医療（育成医療）の受給者数は減少傾向で推移しており、令和元年度で27人、令和4年度では20人となっています。

◆自立支援医療（育成医療）の給付

(単位：人)

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
肢体不自由	7	6	7	5
視覚障がい	2	3	1	1
聴覚・平衡機能障がい	0	0	0	0
音声・言語機能障がい	16	13	13	14
じん臓障がい	0	0	0	0
その他内臓障がい	2	0	0	0
計	27	22	21	20

※各年度3月31日現在

(イ)自立支援医療(更生医療)の給付

自立支援医療（更生医療）の受給者数は令和元年度から増減を繰り返しながら推移しております、令和元年度で170人、令和4年度では167人となっています。

◆自立支援医療（更生医療）の給付

(単位：人)

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
肢体不自由	25	19	12	13
視覚障がい	0	0	0	0
聴覚・平衡機能障がい	0	0	0	0
音声・言語機能障がい	2	2	2	2
じん臓障がい	119	129	124	126
その他内臓障がい	24	33	26	26
計	170	183	164	167

※各年度3月31日現在

(ウ)自立支援医療(精神通院医療)の給付

自立支援医療（精神通院医療）の受給者数は令和元年度から増減を繰り返しながら推移しており、令和元年度で949人、令和4年度では1,158人となっています。

◆自立支援医療（精神通院医療）の給付

(単位：人)

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
対象人数	949	1,124	1,067	1,158

※各年度3月31日現在

(エ)重度心身障がい老人等医療費の助成

重度心身障がい老人等医療費の助成実績は令和元年度から増減を繰り返しながら推移しており、受給者数は令和元年度で472人、令和4年度で471人となっています。

◆重度心身障がい者老人等医療費の助成

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
受給者数（人）	472	524	474	471
年間受診件数（件）	13,685	12,451	12,767	13,022
1人当たり助成額（円）	88,655	75,015	85,424	79,348

※各年度3月31日現在

(オ)心身障がい者(児)医療費の助成

心身障がい者（児）医療費の助成実績は、受給者数が令和4年度で599人となっています。

◆心身障がい者（児）医療費の助成

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
受給者数（人）	591	557	595	599
年間受診件数（件）	15,041	14,319	14,668	15,116
1人当たり助成額（円）	177,602	164,720	143,531	140,905

※各年度3月31日現在

(力)福祉医療費の助成

福祉医療費の助成実績は年々増加しており、受給者数が令和4年度で12,076人となっています。

◆福祉医療費の助成

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
受給者数（人）	8,445	8,640	10,173	12,076
年間受診件数（件）	150,922	140,745	156,974	169,346
1人当たり助成額（円）	45,107	33,387	37,105	32,408

※各年度3月31日現在

※子ども入院医療助成を含む

※精神障がい者精神科通院医療費助成は含まない

4. 第6期計画の障がい福祉サービスの実績

(1) 訪問系サービス

訪問系サービスは、令和4年度と令和3年度で比較すると月平均利用者数が11.4%増、サービス利用時間が8.4%増となっています。利用者は増加している一方で、実績値は計画値を下回っています。サービス利用時間も増加しており、実績値が計画値を上回る結果となっています。

◆訪問系サービスの計画と実績

区分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障害者等包括支援	29,280 時間	29,320 時間	31,476 時間	31,795 時間	33,794 時間	15,833 時間
	258人 (158人)	216人 (123人)	277人 (170人)	246人 (137人)	298人 (183人)	262人 (144人)

※各年度3月31日現在、令和5年度は9月30日現在

※年間延べ利用時間、各年度末日における支給決定者数、()内は月平均利用者数

資料：障がい福祉課

(2) 日中活動系サービス

生活介護は、利用者数、サービス量ともに伸びており、サービス利用日数では実績値が計画値を上回って推移しています。

自立訓練の「機能訓練」については、新型コロナウィルス感染症の影響もあり、利用は計画値に対して少なくなっています。令和4年度でみると、実績値は計画値に対して約10%未満となっています。「生活訓練」の利用も減少しており、計画値を大きく下回っています。

就労移行支援は、令和3年度のサービス利用日数では計画値に対して66.7%でしたが、令和4年度では128.1%と大きく増加しています。

就労継続支援の「A型」については、利用日数が増加しており、令和4年度では127.9%と増加しています。一方「B型」については、「A型」と同様に利用日数が増加しているものの、令和4年度の利用日数は計画値に対して96.0%となっており、概ね計画値に近い実績値となっています。

就労定着支援については、令和3年度は7人、令和4年度では6人の利用となっています。

療養介護は、利用者数に大きな変動がなく、概ね計画値に近い実績値となっています。

短期入所については、令和4年度の月平均利用者数では計画値の200.0%の実績となっている一方で、サービス利用日数は計画値に対して91.5%の実績となっています。

◆日中活動系サービスの計画と実績

区分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
生活介護	22,268人日	23,360人日	23,121人日	25,062人日	23,992人日	13,401人日
	1,175人	1,250人	1,220人	1,355人	1,266人	823人
自立訓練（機能訓練）	821人日	77人日	1,107人日	116人日	1,489人日	93人日
	43人	7人	58人	16人	78人	6人
自立訓練（生活訓練）	2,121人日	758人日	2,437人日	461人日	2,805人日	170人日
	121人	53人	139人	42人	160人	14人
就労移行支援	3,651人日	2,431人日	3,954人日	5,063人日	4,281人日	2,088人日
	233人	164人	252人	315人	273人	123人
就労継続支援（A型）	6,496人日	8,418人日	7,282人日	9,314人日	8,163人日	5,931人日
	339人	444人	380人	490人	426人	308人
就労継続支援（B型）	38,309人日	37,581人日	40,629人日	39,000人日	43,087人日	20,256人日
	2,229人	2,257人	2,364人	2,377人	2,507人	1,232人
就労定着支援	7人	7人	8人	6人	9人	4人
療養介護	16人	15人	16人	14人	16人	14人
短期入所	1,827人日	1,255人日	1,863人日	1,710人日	1,863人日	830人日
	128人 (14人)	136人 (30人)	131人 (15人)	142人 (30人)	131人 (15人)	151人 (32人)

※各年度3月31日現在、令和5年度は9月30日現在

※上段は年間延べ利用日数、下段は年間延べ利用者数。

ただし、就労定着支援については月平均利用者数、療養介護については月平均延べ利用者数、短期入所については、上段は年間延べ利用日数、下段は支給決定者数、() 内は月平均利用者数
※「人日」 = 「月間の利用人数」 × 「一人一月あたりの平均利用日数（利用率を加味）」

資料：障がい福祉課

(3)施設系サービス

共同生活援助の月平均利用者数は増加しており、利用実績が計画値を下回っています。施設入所支援の利用者数は横ばい傾向で、令和4年度の年間延べ利用者数でみると、計画値に対し実績値は92.1%となっています。

◆施設系サービスの計画と実績

区分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
共同生活援助	449人 (38人)	505人 (42人)	507人 (43人)	676人 (56人)	531人 (45人)	371人 (63人)
施設入所支援	419人 (35人)	393人 (33人)	430人 (36人)	394人 (33人)	441人 (37人)	194人 (33人)
自立生活援助	2人	1人	2人	1人	2人	0人

※各年度3月31日現在、令和5年度は9月30日現在

※年間延べ利用者数、()内は月平均利用者数、自立生活援助については月平均利用者数

資料：障がい福祉課

(4)相談支援

計画相談支援は増加傾向で推移しており、計画値を上回る実績となっています。地域定着支援はほぼ計画値通りの実績となっています。地域移行支援は利用がありませんでした。

◆相談支援の計画と実績

区分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
計画相談支援	335人	381人	339人	404人	343人	419人
地域移行支援	2人	0人	2人	0人	2人	0人
地域定着支援	2人	3人	2人	3人	2人	2人

※各年度3月31日現在、令和5年度は9月30日現在

※計画相談支援は年間利用実人数、その他は月平均利用者数

資料：障がい福祉課

(5) 地域生活支援事業

①相談支援事業

相談支援事業については、計画通り設置し、相談に応じた相談体制を整備しています。

◆相談支援事業の計画と実績

区分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
一般相談支援※委託事業所	既存の1か所において継続して運営					
障害者虐待防止センター	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
地域自立支援協議会※	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
成年後見制度利用支援事業	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
基幹相談支援センター※	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

※各年度3月31日現在、令和5年度は9月30日現在

資料：障がい福祉課

②成年後見制度利用支援事業

成年後見制度利用支援事業については、増加傾向で推移しているものの、計画値をやや下回っており、令和4年度では51件の実績となっています。

◆成年後見制度利用支援事業の計画と実績

区分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
成年後見制度利用支援事業	56件	46件	62件	51件	68件	36件
		5件		8件		2件

※各年度3月31日現在、令和5年度は9月30日現在

※上段は利用件数、下段（実績値）は、申立て支援と後見人報酬助成件数の合計

資料：障がい福祉課

③成年後見制度法人後見支援事業

法人後見の実施を予定する法人がなかったため、実施には至りませんでした。今後、法人後見の実施を予定する法人が現れた場合は、事業の実施を検討します。

◆成年後見制度法人後見支援事業の計画と実績

区分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
成年後見制度法人後見支援事業	1件	0件	1件	0件	1件	0件

※各年度3月31日現在、令和5年度は9月30日現在

資料：障がい福祉課

④意思疎通支援事業

意思疎通支援事業については、令和4年度における専任手話通訳者の配置は1人となっています。

◆意思疎通支援事業の計画と実績

区分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
手話通訳者数	2人	2人	2人	1人	2人	1人
派遣件数（委託も含む）	356件	198件	366件	208件	376件	94件

※各年度3月31日現在、令和5年度は9月30日現在

資料：障がい福祉課

⑤日常生活用具給付事業

日常生活用具給付事業については、介護・訓練支援用、自立生活支援用具は増加傾向で推移しており、令和4年度の利用実績が計画値を上回っています。

在宅支援療養等支援用具、情報・意思疎通支援用具は増加傾向で推移しているものの、計画値を下回る実績となっています。

排泄管理用具、居宅生活動作補助用具は概ね横ばいで推移しており、計画値を下回る実績となっています。

重度障がい者バリアフリー支援機器は、令和3年度の利用実績が計画値を上回っています。

◆日常生活用具給付事業の計画と実績

区分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
①介護・訓練支援用具	4件	7件	4件	8件	4件	2件
②自立生活支援用具	6件	3件	6件	7件	6件	5件
③在宅療養等支援用具	30件	12件	32件	14件	34件	12件
④情報・意思疎通支援用具	20件	8件	27件	15件	37件	1件
⑤排泄管理支援用具	1,586件	1,573件	1,643件	1,569件	1,702件	1,079件
⑥居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	2件	1件	2件	1件	2件	0件
⑦重度障がい者バリアフ リー支援機器	2件	3件	2件	2件	2件	0件

※各年度3月31日現在、年間延べ給付件数、令和5年度は9月30日現在

資料：障がい福祉課

⑥手話奉仕員養成・研修事業

手話奉仕員養成・研修事業については、令和4年度で9人の実績となっており、計画値を下回っています。

◆手話奉仕員養成・研修事業の計画と実績

区分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
手話奉仕員養成・研修事業	20人	14人	20人	9人	20人	18人

※各年度3月31日現在、令和5年度は9月30日現在

※受講者数

資料：障がい福祉課

⑦移動支援事業

移動支援事業は、コロナ禍での外出控えがあり、令和3年度は実績値が低くなっていますが、令和4年度以降は、コロナ前の水準で推移しています。

◆移動支援事業の計画と実績

区分	令和3年度				令和4年度				令和5年度			
	計画値		実績値		計画値		実績値		計画値		実績値	
か所	利用者	か所										
利用時間		利用時間		利用時間		利用時間		利用時間		利用時間		
移動支援事業	35か所	2,700人	36か所	2,328人	35か所	2,700人	37か所	2,532人	35か所	2,700人	40か所	1,342人
	6,659時間		5,427時間		6,659時間		6,176時間		6,659時間		3,380時間	

※各年度3月31日現在、令和5年度は9月30日現在

※委託事業者数、年間延べ利用者数、年間延べ利用時間数

資料：障がい福祉課

⑧地域活動支援センター

地域活動支援センターの基礎的事業については、年間延べ利用者数の実績値が計画値を上回る状況となっています。

◆地域活動支援センターの計画と実績

区分	令和3年度				令和4年度				令和5年度			
	計画値		実績値		計画値		実績値		計画値		実績値	
か所	利用者	か所	利用者	か所	利用者	か所	利用者	か所	利用者	か所	利用者	か所
基礎的事業	2か所	1,073人	2か所	2,130人	2か所	1,108人	2か所	2,057人	2か所	1,143人	2か所	1,084人

※各年度3月31日現在、令和5年度は9月30日現在

※委託事業者数、年間延べ利用者数

※I型とII型を合計した人数

資料：障がい福祉課

⑨その他のサービス

日中一時支援については、利用者数が増加しており、令和4年度の実績値は173人で、計画値を上回っています。

訪問入浴サービス事業は、計画値通りの実績となっています。

上記以外のサービスについては、計画値を下回る実績となっています。

◆その他のサービスの計画と実績

区分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
日中一時支援	162人	143人	164人	173人	166人	170人
訪問入浴サービス事業	6人	6人	6人	6人	6人	6人
スポーツ・レクリエーション教室等開催事業	710人	0人	710人	18人	710人	217人
点字・声の広報等発行事業	12人	9人	12人	9人	12人	7人
生活行動訓練事業	25人	0人	25人	18人	25人	15人
芸術・文化開催事業	8人	0人	8人	0人	8人	0人

※各年度3月31日現在、令和5年度は9月30日現在

※実利用者数。ただし、日中一時支援、訪問入浴サービス事業については支給決定者数

※「スポーツ・レクリエーション教室等開催事業」「生活行動訓練事業」の令和3年度については、新型コロナウイルス感染症の影響により、実施できなかったため0人

※「芸術・文化開催事業」については、団体解散したことにより実施できなかった。

資料：障がい福祉課

(6) 障がい児支援サービス

① 障がい児通所支援サービス

児童発達支援は、計画値を上回るサービスの利用がありました。

放課後等デイサービスは計画値を下回っているものの、利用者数及び利用日数は年々増加しています。

医療型児童発達支援は、利用がありませんでした。

保育所等訪問支援は、今後も利用者数が微増で推移する見込みです。

◆ 障がい児通所支援サービスの計画と実績

区分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
児童発達支援	4,137人日	4,137人日	4,429人日	4,889人日	4,770人日	2,936人日
	85人	90人	91人	94人	98人	102人
医療型児童発達支援	49人日	0人日	49人日	0人日	49人日	0人日
	1人	0人	1人	0人	1人	0人
居宅訪問型児童発達支援	102人日	12人日	102人日	12人日	102人日	0人日
	2人	3人	2人	6人	2人	0人
放課後等デイサービス	25,832人日	21,108人日	31,782人日	23,712人日	39,039人日	14,423人日
	178人	141人	219人	165人	269人	197人
保育所等訪問支援	48人日	84人日	60人日	72人日	84人日	64人日
	4人	4人	5人	8人	7人	6人

※各年度3月31日現在、令和5年度は9月30日現在

※上段は年間延べ利用日数、下段は月平均利用者数

ただし、医療型児童発達支援の計画値のみ月間延べ利用日数

※「人日」＝「月間の利用人員」×「一人一月あたりの平均利用日数（利用率加味）」

資料：障がい福祉課

② 障がい児相談支援

障がい児相談支援については、令和4年度では計画値を下回っていますが、少しづつ増加しています。

◆ 障がい児相談支援の計画と実績

区分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
障がい児相談支援	231人	174人	269人	179人	313人	191人

※各年度3月31日現在、令和5年度は9月30日現在

※年間実利用者数

資料：障がい福祉課

③医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターについては、令和4年度では配置に至っておりません。

◆医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置の計画と実績

区分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	1人	0人	1人	0人	1人	0人

※各年度3月31日現在、令和5年度は9月30日現在

資料：障がい福祉課

(7)その他活動指標

①発達障がい者等に対する支援

ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の受講者数は令和3年度から令和4年度にかけて減少しているものの、計画値を上回って推移しています。

ペアレントメンターの人数は令和3年度以降4人となっており、計画値を上回って推移しています。

◆発達障がい者等に対する支援の計画と実績

区分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の受講者数	10人	16人	10人	11人	10人	5人
ペアレントメンターの人数	1人	4人	1人	4人	1人	4人
ピアサポート活動への参加人数	※	3人	※	1人	※	0人

※各年度3月31日現在、令和5年度は9月30日現在

※ピアサポートの活動への参加人数の計画値は、ニーズに合わせて検討していくこととしていた

資料：障がい福祉課

②精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築は、協議の場の開催回数と関係者ごとの参加者数は計画値を上回って推移しています。一方で、協議の場における目標設定及び実施には至っていません。

◆精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築の計画と実績

区分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
協議の場の開催回数	5回	2回	5回	4回	5回	1回
関係者ごとの参加者数	22人	36人	22人	92人	22人	21人
協議の場における目標設定及び実施回数	1回	0回	1回	0回	1回	0回

※各年度3月31日現在、令和5年度は9月30日現在

資料：障がい福祉課

◆精神障がい者の地域移行に向けたサービス提供

区分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
地域移行支援	2人	1人	2人	0人	2人	0人
うち精神	1人	1人	1人	0人	1人	0人
地域定着支援	2人	2人	2人	3人	2人	2人
うち精神	1人	1人	1人	0人	1人	2人
共同生活援助	2人	42人	2人	56人	2人	63人
うち精神	1人	9人	1人	10人	1人	13人
自立生活援助	2人	1人	2人	1人	2人	0人
うち精神	1人	1人	1人	1人	1人	0人

※各年度3月31日現在、令和5年度は9月30日現在

資料：障がい福祉課

③相談支援体制の充実・強化のための取組

相談支援体制の充実・強化のための取組は、訪問等による専門的な指導・助言件数は120件で推移しており、計画値をやや下回っています。

一方で、相談支援事業者的人材育成の支援件数及び相談機関との連携強化の取組の実施回数は計画通りの実績値となっています。

◆相談支援体制の充実・強化のための取組の計画と実績

区分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
訪問等による専門的な指導・助言件数	144件	57件	144件	133件	144件	102件
相談支援事業者的人材育成の支援件数	6件	6件	6件	6件	6件	3件
相談機関との連携強化の取組の実施回数	6回	6回	6回	6回	6回	3回

※各年度3月31日現在、令和5年度は9月30日現在

資料：障がい福祉課

④障がい福祉サービスの質を向上させるための取組

障がい福祉サービスの質を向上させるための取組は、障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用の実績値は増加しているものの、計画値を下回って推移しています。

障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有及び指導監査結果の関係市町村との共有は実施に至っていません。

◆障がい福祉サービスの質を向上させるための計画と実績

区分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用	5人	3人	5人	4人	5人	10人
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	2回	0回	2回	0回	2回	0回
指導監査結果の関係市町村との共有	1回	0回	1回	0回	1回	0回

※各年度3月31日現在、令和5年度は9月30日現在

資料：障がい福祉課

5. 各種アンケート調査結果

調査実施概要①

○障害者手帳所持者の方を対象に、障がい者福祉施策を進める際の参考とすることを目的に、障害者手帳所持者を対象に実施

調査票	調査対象者数 (配布数)	有効回収数	有効回収率
障害者手帳所持者	2,000 件	1,030 件	51.5%

調査実施概要②

○障がい者福祉サービスを検討する際の参考とすることを目的に、市内で障がいのある人へのサービスを提供している事業所を対象に実施

調査票	調査対象者数 (配布数)	有効回収数	有効回収率
事業所	45 件	22 件	48.9%

(1)障がいのある人に対するアンケート調査結果

〈暮らしや日常生活等について〉

[問3]あなたがいっしょに住んでいるご家族は誰かをお答えください。

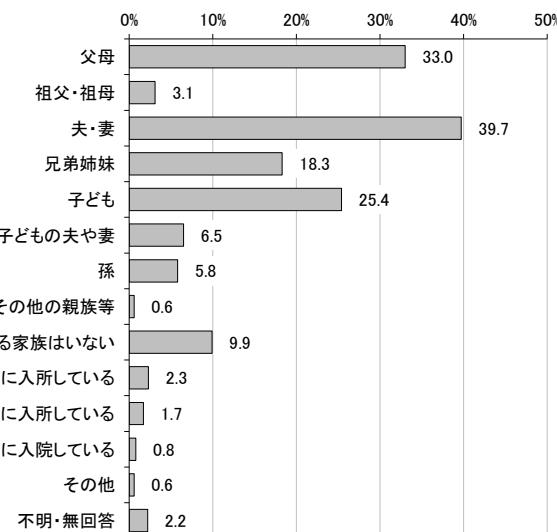
[問34]あなたは、今後どのように暮らしていきたいとお考えですか。

現在いっしょに住んでいる家族についてみると、「夫・妻」が 39.7%と最も多く、次いで「父母」が 33.0%となっています。今後の暮らし方についてみると、「家族の手助けを受けながら自宅で暮らしたい」が 51.9%と最も多くなっています。

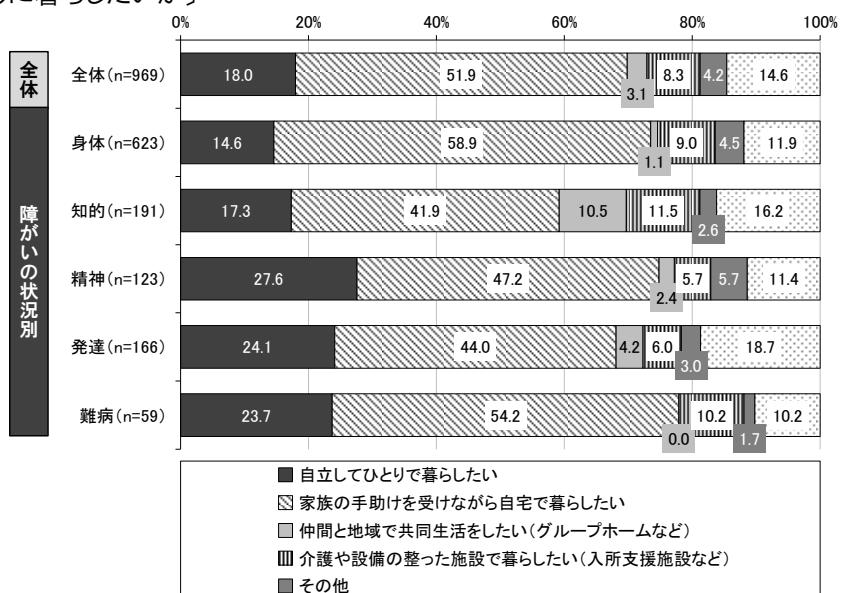
POINT

○本市に住んでいる障がいのある人は、父母や夫・妻と暮らしている人が多く、今後の暮らしについては家族や親族等と暮らしたい意向があり、在宅で過ごすための支援や家族が高齢になっても安心して暮らせる支援が求められています。

〔誰と暮らしているか〕 全体(n=1,030)



〔今後どのように暮らしたいか〕

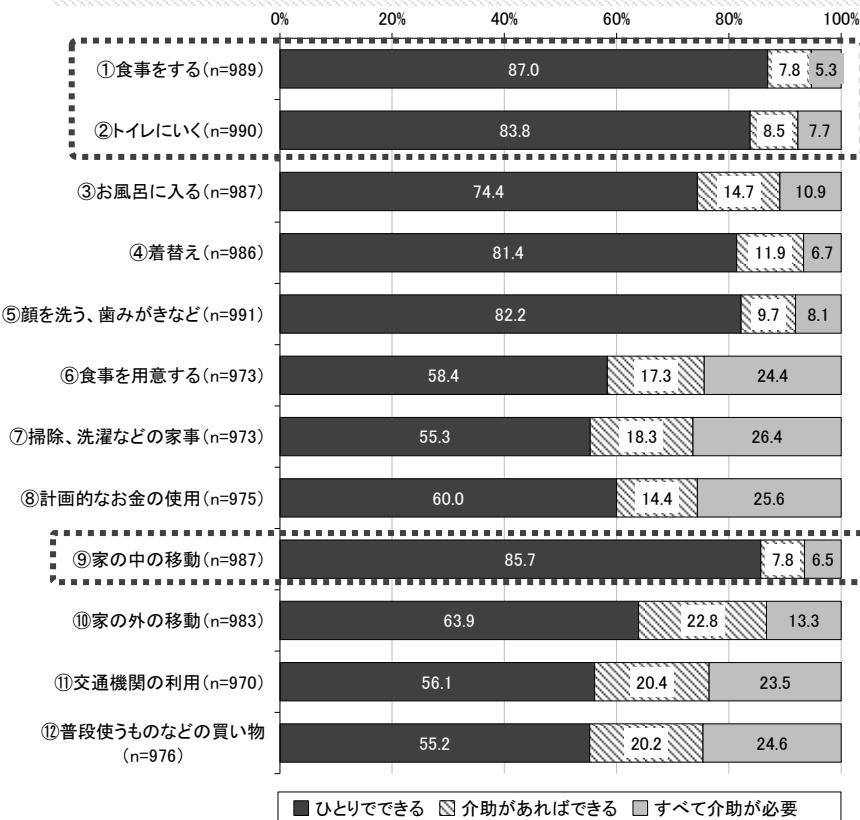


[問9]あなたは日常生活で、次のことをどのようにしていますか。

日常生活における生活動作についてみると、いずれの項目も「ひとりでできる」が最も多く、特に食事(87.0%)、トイレ(83.8%)、家の中の移動(85.7%)で多くなっています。一方、家の外の移動では「一部介助が必要」も22.8%となっています。

POINT

○主に介助する人が、「家族」「親族」等と回答した人の介護者・支援者の年齢は70歳以上が多くなっており、国で課題となっている「8050問題(80歳の親が50歳の子を見る)が現実的な問題となっていることがわかります。



[介護者・支援者の年齢]

単位: %		20歳未満	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上
全体(n=623)		1.9	1.0	8.8	18.8	21.5	16.9	31.1
障がいの状況別	身体(n=394)	0.5	0.5	3.6	12.9	20.8	20.8	40.9
	知的(n=141)	1.4	0.7	12.8	28.4	31.9	12.1	12.8
	精神(n=62)	1.6	3.2	14.5	22.6	22.6	14.5	21.0
	発達(n=127)	2.4	1.6	14.2	33.1	26.0	10.2	12.6
	難病(n=46)	0.0	2.2	4.3	26.1	15.2	13.0	39.1

[問 10]あなたが介助してもらう人(介助者)について、不安や心配に感じていることは何ですか。

介護者について困ったり、不安に思うことについてみると、「介護者の健康」が57.8%と最も多く、次いで「介護者の体力面」が31.6%、「介護者が高齢であること」が28.3%となっています。

POINT

○手帳の種別によって、困りごとや不安等に思うことに違いがでていることがわかります。特に、[精神]では、経済面や精神面のこと、[難病]では、緊急時の対応や日常でも目を離せないことに不安を思うことが多くなっています。

単位:%		介助者の健康	高齢介助で者あがること	頼めり人に介助しない	出介か助けられ仕事な事に	介出か助けられ外出や旅行	介抜き者に時休養がない	緊急時の対応
全体(n=632)		57.8	28.3	25.6	8.4	12.0	14.1	23.6
前回(n=813)		67.0	30.3	26.1	8.1	13.5	13.7	29.3
性別	男性(n=341)	56.6	29.0	26.1	7.0	10.9	12.9	23.5
	女性(n=280)	58.6	27.1	25.0	9.6	12.5	15.7	23.9
障がいの状況別	身体(n=377)	63.9	34.2	26.5	9.5	14.3	14.9	26.5
	知的(n=156)	54.5	21.2	32.7	9.6	10.3	18.6	27.6
	精神(n=70)	62.9	22.9	27.1	4.3	10.0	14.3	18.6
	発達(n=142)	52.8	14.8	25.4	7.7	4.2	14.8	19.7
	難病(n=51)	74.5	39.2	29.4	19.6	23.5	31.4	35.3

単位:%		介助者の経済面	介助者の精神面	介助者の体力面	相談相手のがいない	その他	特になし
全体(n=632)		20.7	22.3	31.6	5.9	0.9	20.6
前回(n=813)		21.4	23.9	31.4	6.6	1.4	14.4
性別	男性(n=341)	19.4	22.0	33.4	5.6	0.6	22.0
	女性(n=280)	20.7	22.3	31.6	5.9	0.9	20.6
障がいの状況別	身体(n=377)	17.2	20.4	32.4	5.0	0.8	15.1
	知的(n=156)	25.0	26.3	40.4	6.4	0.6	21.2
	精神(n=70)	44.3	38.6	40.0	11.4	1.4	15.7
	発達(n=142)	21.8	23.9	35.9	4.2	0.7	27.5
	難病(n=51)	27.5	23.5	45.1	11.8	0.0	7.8

〈相談について〉

[問 35]あなたにとって住みよいまちをつくるためには、どのようなことが必要だとお考えですか。

住みよいまちをつくるために必要なことについてみると、「相談体制の充実」が58.8%と最も多く、次いで「手続きの簡素化」が54.5%、「情報提供の充実」が41.4%となっています。

POINT

○障がいの状況別にみると、[身体][精神][発達]では「相談体制の充実」、[知的][難病]では「手続きの簡素化」がそれぞれ最も高くなっています。

単位: %		充をな 実つん くでるも な相談 など相 談でき る体 制の窓 の口	素サ 化一 ビス利 用の手 続きの 簡	報行 提供か の充 実福 祉に 関する 情	人保 材や 育福 成祉と の資質 の専門 的向 上	充 実 参 加 クし ルや す文 化活 動 のツ	動 い ろ 育 成 な ボ ラン テ イア 活	実 医 療 に 在 ・ す で 福 い の 祉 よ 生 の う 活 サ 、 や 一 保 介 助 ス の 充	リ 職 業 訓 練 な ど生 活 施 設 の 充	保 地 域 ・ 教 育 ・ と も 内 に学 べる 実	働 職 く業 場所 の確 保実 や
全体(n=968)		58.8	54.5	41.4	26.8	15.2	9.4	35.1	21.1	8.9	16.5
前回(n=1,211)		55.4	58.1	39.6	24.6	16.4	10.2	35.3	19.6	7.2	16.0
性別	男性(n=516)	61.0	53.9	42.8	28.3	17.2	9.5	31.0	20.0	9.9	17.8
	女性(n=433)	56.4	55.4	41.3	26.1	12.9	9.7	39.7	22.6	8.1	15.2
障がいの状況別	身体(n=617)	58.5	54.3	42.0	23.5	11.5	9.6	40.4	20.9	4.7	8.1
	知的(n=194)	58.8	61.9	46.9	30.4	20.6	8.8	29.4	22.7	12.9	27.8
	精神(n=123)	59.3	51.2	40.7	36.6	21.1	10.6	30.1	22.0	9.8	28.5
	発達(n=170)	66.5	60.0	44.7	32.4	22.4	7.6	24.7	26.5	14.1	39.4
	難病(n=63)	61.9	68.3	38.1	23.8	14.3	6.3	47.6	31.7	0.0	14.3

単位: %		機どか障 会うかが やしわい 場がらの のふず有 充れ、無 実あ住に う民	建利 物用 なしや のす 整い 備道 ・路 改善	場整住 の備宅が 確なやい 保どグに 、ル配 生 慮 活ブした のホた 公 ム営 の	避災 難害 誘や 導緊 体急時 の整 備	広た障 報めが 活のい 動福の の祉理 充教解 実育を や促す	そ の 他	特 に な い
全体(n=968)		15.5	20.8	23.9	22.9	18.7	2.8	10.3
前回(n=1,211)		19.8	23.0	24.7	29.8	21.3	2.1	6.8
性別	男性(n=516)	16.7	20.5	23.3	21.1	19.2	2.9	10.9
	女性(n=433)	14.1	21.2	24.9	25.4	18.5	2.3	9.9
障がいの状況別	身体(n=617)	14.9	23.2	20.1	24.1	15.2	2.4	10.2
	知的(n=194)	15.5	17.5	39.7	29.4	27.3	3.1	9.8
	精神(n=123)	17.1	19.5	26.0	19.5	24.4	7.3	14.6
	発達(n=170)	18.8	18.8	34.1	22.9	31.2	3.5	8.2
	難病(n=63)	14.3	23.8	23.8	31.7	25.4	0.0	7.9

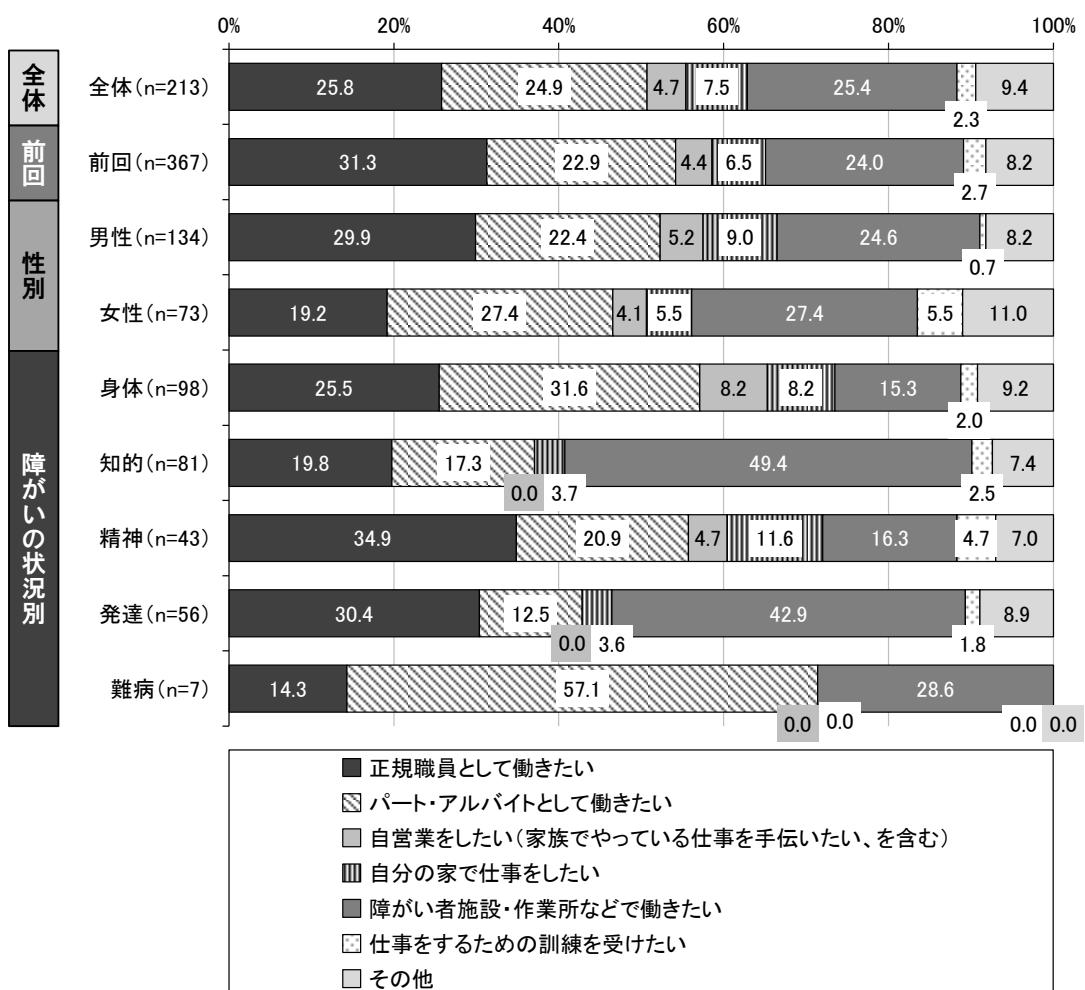
〈就労について〉

[問16]今後の仕事についてどのようにお考えですか。

今後の仕事についてどのように考えているかについてみると、全体では「正規職員として働きたい」が25.8%と最も高く、次いで「障がい者施設・作業所などで働きたい」が25.4%となっています。

POINT

- 障がいの状況別にみると、[身体][難病]では「パート・アルバイトとして働きたい」、[知的][発達]では「障がい者施設・作業所などで働きたい」、[精神]では「正規職員として働きたい」がそれぞれ最も高くなっています



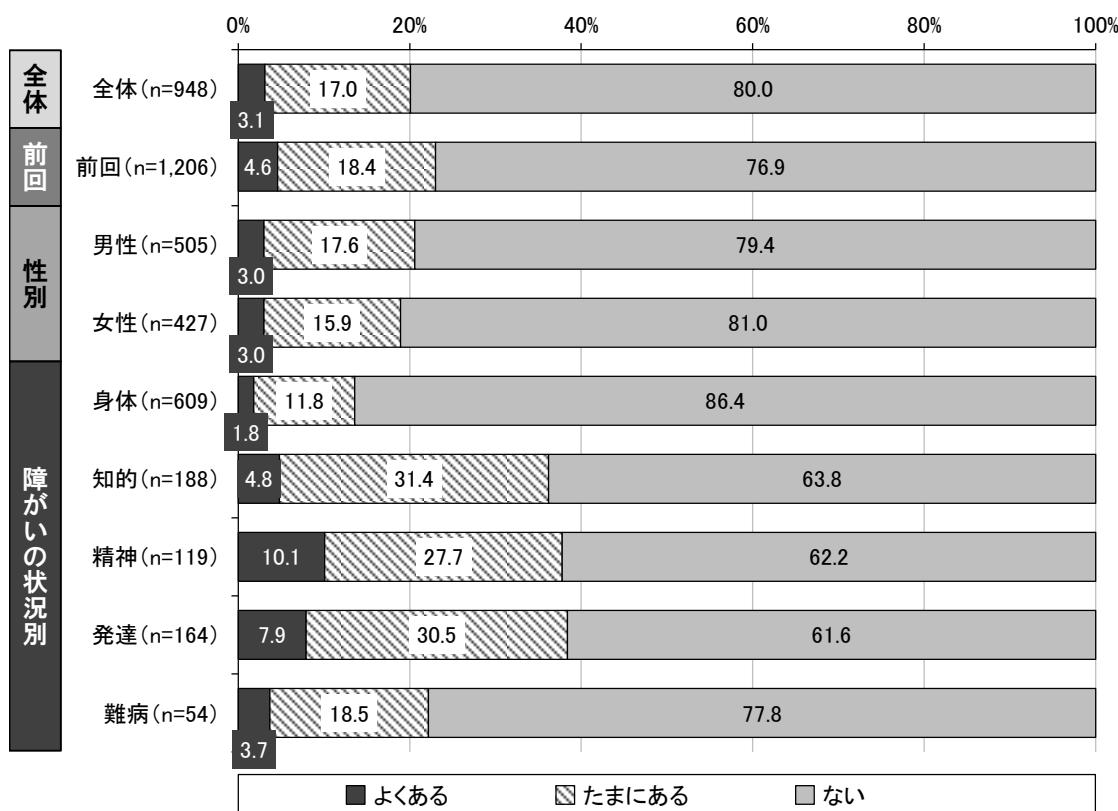
〈権利擁護について〉

[問 27]あなたは日常生活において、障がいがあるために差別や偏見を受けたり、嫌がらせをされたり、仲間はずれにされたと感じますか。

日常生活において、障がいがあるために差別や偏見を受けたり、嫌がらせ等をされた経験の有無についてみると、「ない」が80.0%と最も多く、次いで「たまにある」が17.0%、「よくある」が3.1%となっています。

POINT →

○[知的][精神][発達]は、「ある」と回答している人が多くなっており、障害種別によって違いがでていることがわかります。



〈災害時の対応について〉

[問 23]火事や地震などの災害が発生したときに、あなたはどのようなことが困ると思いますか。

災害発生時に困ることについてみると、全体では「安全なところまですばやく避難できない」が44.4%と最も高く、次いで「どのように対応すべきか判断できない」が38.3%となっています。

POINT

○障がいの状況別にみると、[身体][難病]では「安全なところまですばやく避難できない」、[知的][発達]では「どのように対応すべきか判断できない」、[精神]では「どのように対応すべきか判断できない」「避難場所で、その場や人にijiむことができない」がそれぞれ最も高くなっています

		何が起こっているのか把握できない	どのように対応すべきか判断できない	周りの人に介助を求めることができない	安全なところまですばやく避難できない	避難場所で、その場や人にijiむことができない	入手できない	避難場所で、被害状況や支援物資などの情報が	避難場所で、治療へ必要な薬をもらうこと含む)を受けることが難しい	避難場所のある人が生活できる環境が整っていない	その他	特に困ることはない
単位:%												
全体(n=960)		29.8	38.3	20.6	44.4	24.7	23.0	30.6	23.4	6.1	17.1	
性別	男性(n=513)	31.0	39.4	19.7	40.5	26.3	24.6	27.3	21.4	4.9	20.1	
	女性(n=426)	29.3	37.8	22.3	49.3	22.5	21.4	35.0	26.3	7.5	13.1	
障がいの状況別	身体(n=608)	23.0	25.2	14.8	46.7	11.3	16.4	31.9	28.9	6.4	19.4	
	知的(n=195)	56.4	73.3	43.1	54.9	49.2	45.1	35.4	24.6	3.6	9.2	
	精神(n=123)	26.0	47.2	24.4	29.3	47.2	20.3	39.0	9.8	9.8	9.8	
	発達(n=170)	48.8	68.8	35.3	46.5	52.9	40.0	30.0	18.8	5.9	7.6	
	難病(n=62)	24.2	29.0	24.2	72.6	21.0	21.0	46.8	40.3	3.2	4.8	

〈今後の施策について〉

[問 56]障がいのある人が住み慣れた地域で暮らし続けられるようにするために、どのようなことが重要だと思いますか。

障がいのある人が住み慣れた地域で暮らし続けられるようにするために重要なことについてみると、全体では「近所どうしのつきあいを深めること」が 38.9%と最も高く、次いで「入所施設を充実させること」が 29.5%となっています。

POINT

○障がいの状況別にみると、[身体]では「近所どうしのつきあいを深めること」、[知的][発達]では「入所施設を充実させること」、[精神]では「わからないうまくコミュニケーションを取ること」、[難病]では「生活介護などの通所施設を充実させること」がそれぞれ最も高くなっています。

単位: %		近所どうしのつきあいを	深めることのある人との交流を	障がいのある人との関わりを深め委員会・児童委員などの活動を充実させること	民生委員・児童委員などを育成して、活動してもらうなどを通所施設をボランティアなどを育成して、活動してもらうなどを通所施設を充実させること	訪問系のサービスを充実させること	短期入所を充実させること	施設を充実させること	グループホームを充実させること	入所施設を充実させること	その他	わからない
全体(n=946)		38.9	21.5	21.7	14.3	26.3	27.4	21.9	17.7	29.5	3.3	20.6
前回(n=1,184)		46.5	23.2	21.5	16.5	29.0	27.1	23.4	17.1	30.0	2.2	16.3
性別	男性(n=509)	39.9	21.2	21.4	13.8	24.4	24.8	19.3	18.5	26.7	2.9	21.6
	女性(n=418)	38.3	22.0	21.8	15.6	29.2	30.4	25.8	17.5	33.3	3.6	19.1
障がいの状況別	身体(n=598)	44.0	16.9	22.1	14.2	25.6	30.1	23.9	14.5	30.3	2.5	19.2
	知的(n=193)	27.5	28.0	19.7	14.0	33.7	23.3	26.9	36.3	40.4	3.1	19.7
	精神(n=124)	26.6	24.2	16.9	12.1	20.2	20.2	10.5	13.7	17.7	8.1	29.0
	発達(n=170)	31.2	31.2	22.4	12.9	30.0	24.7	21.8	27.6	34.1	4.7	22.4
	難病(n=60)	36.7	25.0	30.0	13.3	40.0	38.3	35.0	16.7	38.3	1.7	13.3

(2)障がい福祉サービス事業所に対するアンケート調査

〈事業運営の課題について〉

[問1③]円滑な事業運営を進めていく上で、問題を感じることはありますか。

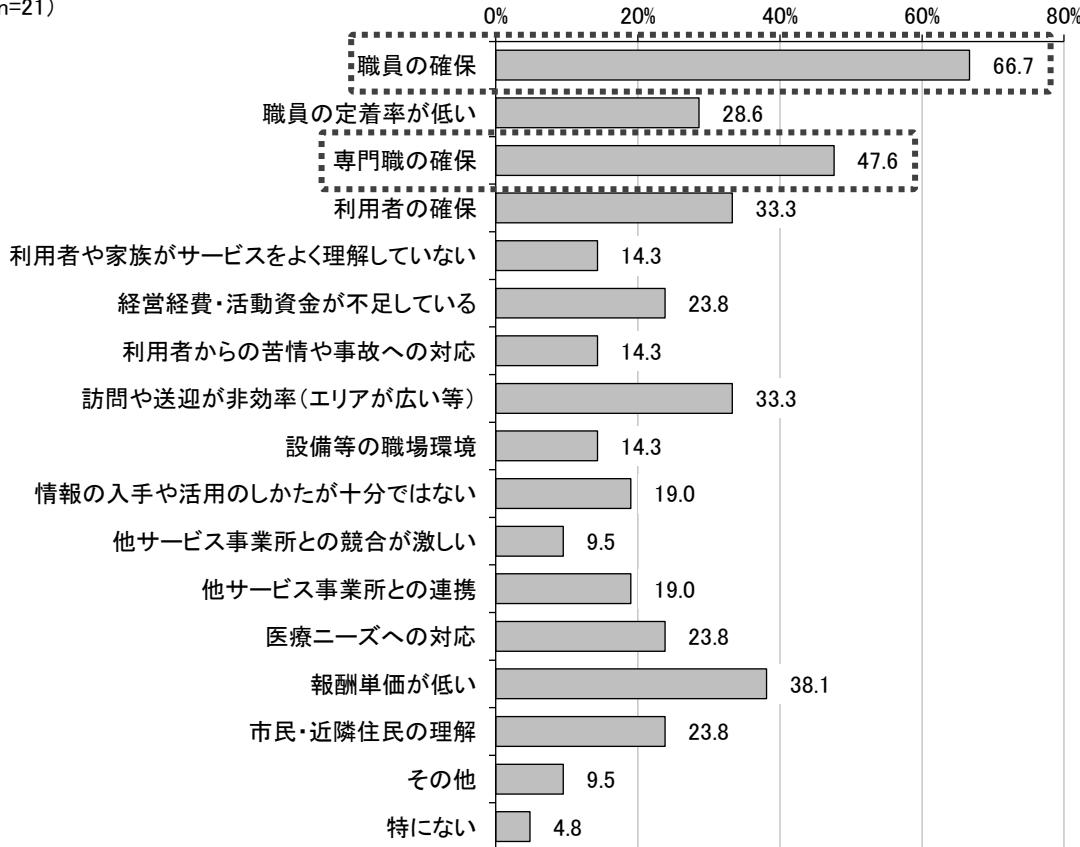
円滑な事業運営を進めていく上での問題についてみると、「職員の確保」が66.7%と最も高く、次いで「専門職の確保」が47.6%となっています。

POINT

- サービスのニーズに対応できる職員・専門職の確保が問題となっており、今後は、障がいのある人のニーズと事業所の状況を把握しながら、サービスを提供する必要があります。

◆問1③ 円滑な事業運営を進めていく上での問題

全体(n=21)



〈人材の確保・定着について〉

[問2①]貴事業所における人材の確保について、おおむねどのような状況ですか。

[問2②]貴事業所における職員の定着について、おおむねどのような状況ですか。

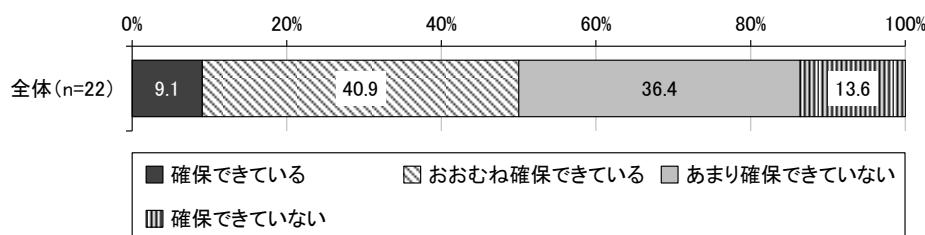
[問2③]貴事業所における人材の確保に向けての課題はどのようなことですか

人材の確保についてみると、「おおむね確保できている」が40.9%と最も高く、次いで「あまり確保できていない」が36.4%、「確保できていない」が13.6%となっています。

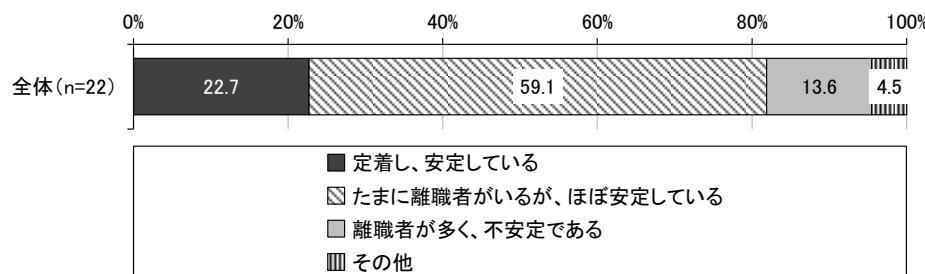
職員の定着についてみると、「たまに離職者がいるが、ほぼ安定している」が59.1%と最も高く、次いで「定着し、安定している」が22.7%、「離職者が多く、不安定である」が13.6%となっています。

人材の確保に向けての課題についてみると、「採用に向けた採用戦略・方針が明確にならない」が45.5%と最も高く、次いで「求職者とのマッチングが難しい」が31.8%、「待遇改善や働きやすい環境の整備が十分にできていない」が27.3%となっています。

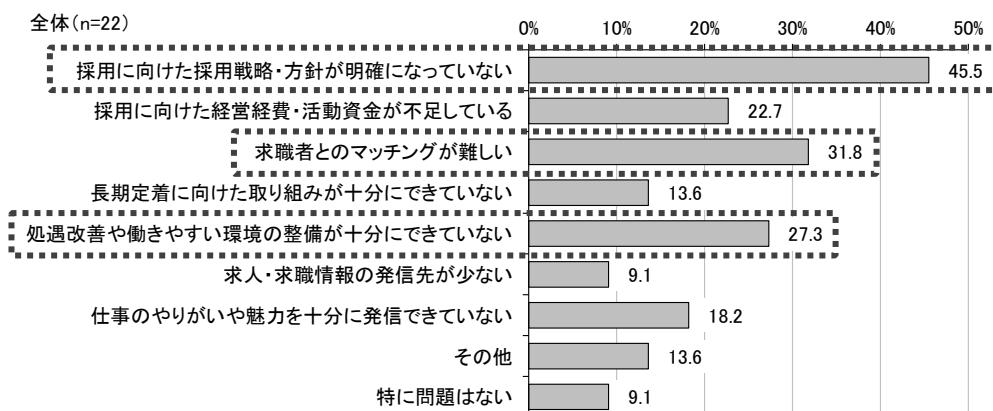
◆問2① 人材の確保の状況



◆問2② 職員の定着の状況



◆問2③ 人材の確保に向けての課題



6. 課題のまとめ

(1) 障害者手帳所持者の傾向

身体障害者手帳は横ばいですが、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳は増加傾向にあり、今後も動向を注意する必要があります。

またアンケート調査の結果からみても、障がいのある人とその家族の高齢化が進んでいます。障がいのある人の介助者の多くはその家族であり、介助者が抱える不安として、健康状態や緊急時の対応、精神的な負担をあげる人が多くなっています。

障がいのある人が希望する生活が、住み慣れた地域で続けられるように、支援体制を整える必要があります。



〈課題のポイント〉

- 知的障がい・精神障がいの手帳取得される人が増加傾向。
- 介助・介護者は障害者手帳所持者の同居の家族が多く、介助・介護者の高齢化も問題となっている
- 介助者に何かあった時に、在宅生活を継続できるか不安に思う人が多い。

(2) 理解促進の必要性

障がいのある人の理解促進について、アンケート調査の結果では、障がいのある人に対する理解が進んだと感じている人は3割で、半数以上の人はどうともいえないとなっています。一方、障がいのある人に関わっている事業所からみた理解促進については、少しずつではあるが進んでいるといった意見もありました。

また、障がいがあるために差別や偏見等を受けたと感じた答えた人のうち、地域の行事、集まり、お店等の対応でそのように感じる人が多くなっています。

今後は、学校教育やイベント等、あらゆる機会をとらえて障がいのある人とない人の交流促進、幼少期からの理解啓発、地域の行事に参加しやすい環境づくりを図っていく必要があります。

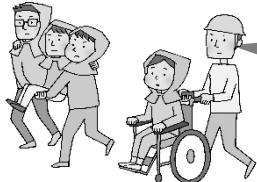


〈課題のポイント〉

- 差別や偏見等について、障がいのある人に対する理解が促進している部分もあれば、地域の行事やお店等の対応で差別や偏見等を受けた感じる人が多くなっている
- 学校教育と連携し、幼少期から交流ができる環境をつくることや地域の行事で参加しやすい環境づくり等が求められている

(3)緊急時の対応

アンケート調査の結果では、避難場所を知っている人が6割を超えていましたが、安全なところまで素早く非難できないと回答している人が4割となっています。災害時に支援してくれる人として家族をあげる人がほとんどであり、災害が起きた際に家族がいなくても避難できるよう、避難行動要支援者名簿への登録をはじめ、地域で支えあう取り組みを充実する必要性が高まっています。



〈課題のポイント〉

- 安全な場所まで素早く非難できない人が約4割、家族の助けを頼りにしている人が多い
- 地域での見守りの重要性が高まる中、日ごろからの地域のつながりの重要性が高まっている

(4)障がい福祉サービスの提供体制

事業所を対象としたアンケート調査の結果では、円滑な事業運営を進めていく上で、職員や専門職の確保を課題として考える事業所が多くみられます。人材の確保が十分にできていないという事業所が約5割と、事業所における人材が不足しており、障がい福祉サービスを提供する上で大きな課題となっています。

本市単独で提供が困難な障がい福祉サービスもあり、今後は滋賀県、湖南圏域の3市と連携して、障がいのある人のニーズに対応する必要があります。そのため、障がい福祉サービスのニーズを的確にとらえ、需要と供給のバランスを保つための協議を進める必要があります。



〈課題のポイント〉

- 障がい福祉サービス事業所の人材不足が課題となっている
- 障がいのある人のニーズを捉えた障がい福祉サービスの提供体制の強化が求められている

第3章 計画の基本方針



1. 基本理念

一人ひとりの個性が尊重され みんながともに支えあう 共生社会の実現

障害者基本法においては、すべての国民が、障がいの有無に関わらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されることを前提に、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生するため、障がいのある人の自立と社会参加の支援のための施策を総合的かつ計画的に推進することが、その目的として示されています。

本市では、障がいのある人もない人も地域の一員として、一人ひとりの個性が尊重され、住み慣れたところで自分らしく主体的に、ともに支えあいながら暮らすまちづくりを目指してきました。また、常に変化し多様化する障がい者・障がい児のニーズに対し、行政と事業者の連携を強化することにより、必要な人に必要なサービスが届く支援体制の構築を進めてきました。

本計画では、前回の成果や課題を踏まえ、新たな課題の解決に取り組むために、前回計画に掲げた基本理念「1人ひとりの個性が尊重され みんながともに支えあう 共生社会の実現」を継承し、まち全体で障がい者施策の取組を推進します。

なお、「栗東市障がい者基本計画」と「栗東市障がい福祉計画」の基本理念は共通のものとし、障がいの有無に関わらず、住み慣れた地域で家族や仲間とともに、いつまでも安心して暮らせるまちをめざして、計画の推進を図ります。

2. 基本方針

計画の基本理念に基づき、以下の3つの基本方針（基本的な取組姿勢）を設定し、だれもがともに支えあいながら生きていくことができる、地域共生社会の実現をめざしながら、施策の推進を図ります。

基本方針 1 障がいのある人の自立を実現する

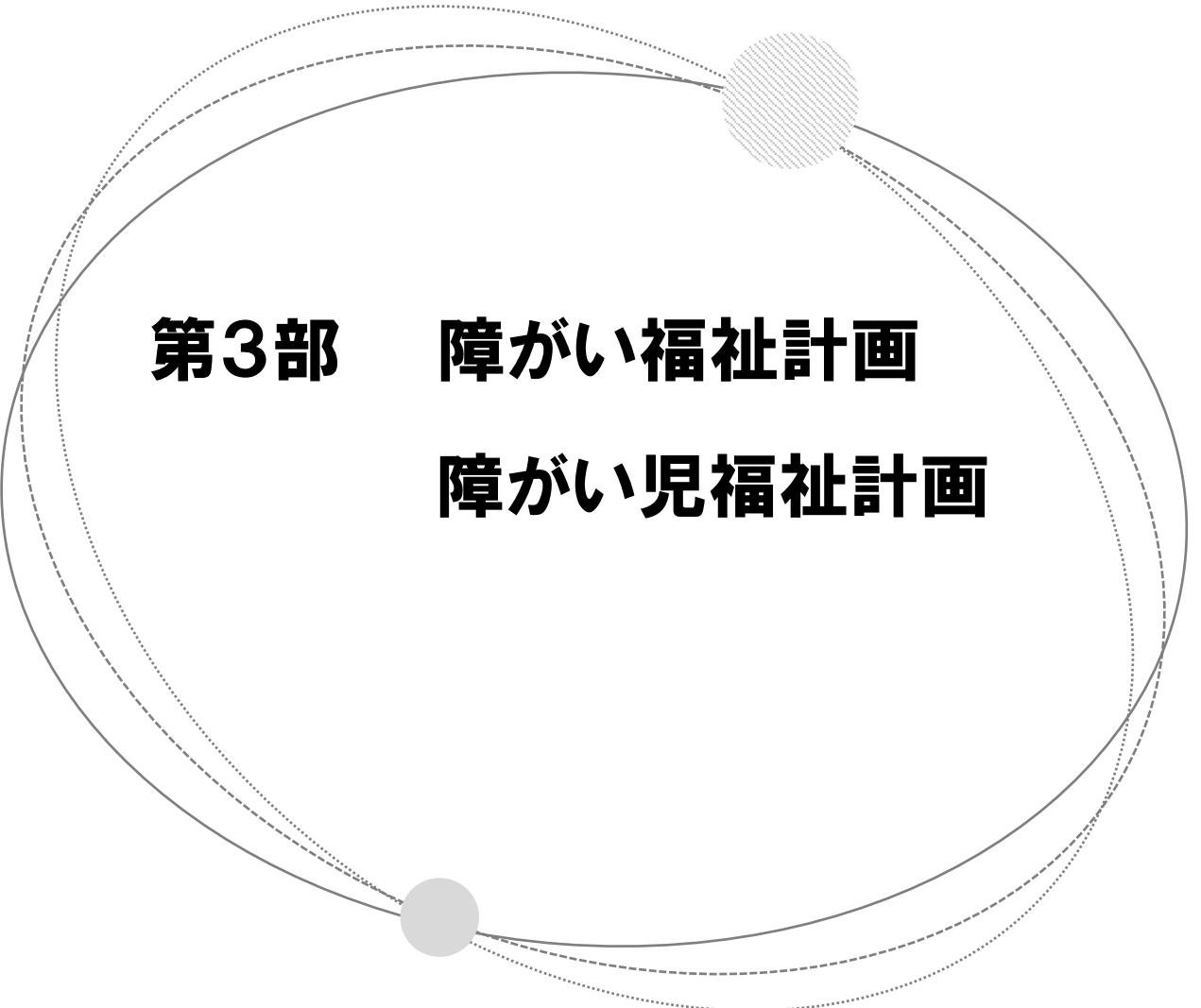
障がいのある人一人ひとりが人としての尊厳を保持し、地域社会の中で自分らしく人生を送ることができるよう、自己決定や自己選択を尊重しながら、社会参画ができる個々のライフスタイルを確立できる環境づくり、日常生活の支援、雇用・就業の支援等を進め、自立できる機会の確保に努めます。

基本方針 2 障がいのある人が生きがいを実感できる

障がいのある人一人ひとりが、地域社会の中でいきいきと毎日を過ごすことができるよう、日常生活や社会生活を営む上での障壁の除去に社会全体で取り組むとともに、障がいの有無に関わらず様々な交流活動ができる場の創造や機会の創出を進めます。

基本方針 3 ライフサイクルや状態の変化に合わせ、 一貫して切れ目なく支援する

障がいのある人一人ひとりを取り巻く環境や、それぞれのライフステージにも対応しながら、関係機関が密に連携を取ることで一貫した切れ目のない支援を提供し、地域社会における自立と生きがいを支えます。



The graphic design features three concentric circles: an innermost solid black circle, a middle dashed circle, and an outermost dotted circle. Two spheres are positioned on the right side of the circles. A larger sphere, filled with a fine dotted pattern, sits near the top-right intersection of the circles. A smaller, solid gray sphere sits near the bottom-right intersection. The background is white.

第3部 障がい福祉計画

障がい児福祉計画

第1章 令和8年度の数値目標



1. 福祉施設の入所者の地域生活への移行

〈国の基本指針〉

地域移行者

○令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。

施設入所者数の削減

○令和8年度末の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減することを基本とする。

〈市の方向性〉

施設利用者数の見込について、本市をはじめ滋賀県では多くの入所待機者がいるなど、施設入所者数の削減は困難な状況と考えられます。本市のアンケート調査における利用ニーズをみても施設入所の利用状況は充分とはいえないものとなっています。

このため、本市では、令和8年度末時点の福祉施設入所者数を、令和4年度末時点の入所施設利用者数から増減±0の33人を目標とします。

◆福祉施設の入所者の地域生活への移行に向けた目標

本市の 目標	実績	地域生活に移行した人数	0人
		施設入所者数	33人
	目標	地域生活に移行する人数	2人
		令和8年度末時点での施設入所者数	33人*

*実績は令和4年度末時点、目標は令和8年度末時点

2. 地域生活支援の充実

〈国の基本指針〉

地域生活支援拠点等の充実

○各市町村または圏域において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行うこと
強度行動障がいを有する方への支援体制の整備【新規】

○強度行動障がいを有する者に関し、各市町村または圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること

〈市の方向性〉

国の基本方針に則り、湖南4市で連携し、圏域での整備を目指します。

◆地域生活支援の充実に向けた目標

本市の目標	実績	圏域での地域生活支援拠点等の整備	未整備
	目標	① 地域生活支援拠点等の整備	令和6年度に湖南4市連携による整備を実施予定
		② 地域生活支援拠点等の運営状況の点検	上記整備後、運営状況の検証する場を設置
		③ 強度行動障がいを有する方への支援体制の整備	湖南4市連携による整備を検討

※実績は令和4年度末時点、目標は令和8年度末時点

◆地域生活支援の充実活動指標

項目	実績値			見込量		
	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
コーディネーターの配置人数	0人	0人	0人	令和8年度までに設置		
地域生活支援拠点等における機能の充実に向けた支援の実績等を踏まえた検証及び検討の実施回数	0回	0回	0回	1回	1回	1回

3. 福祉施設から一般就労への移行等

〈国の基本指針〉

一般就労への移行者数

○令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上が就労移行支援事業等を利用して一般就労へ移行することを基本とする。

〈就労移行支援事業〉令和3年度の一般就労への移行実績の1.31倍以上とすることを基本とする。

〈就労継続支援A型事業〉：令和3年度の一般就労への移行実績の概ね1.29倍以上とすることを基本とする。

〈就労継続支援B型事業〉：令和3年度の一般就労への移行実績の概ね1.28倍以上とすることを基本とする。

〈就労移行支援事業所の割合〉：一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とすることを基本とする

就労定着支援事業利用者

○令和3年度の就労定着支援の利用実績の1.41倍以上とすることを基本とする。

就労定着支援事業の就労定着率

○就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の25%以上とすることを基本とする。

〈市の方向性〉

国の基本方針に則し、一般就労への移行に向けた目標を設定します。

◆福祉施設から一般就労への移行等に向けた目標

本市の目標	実績	一般就労への移行者数	11人
		就労定着支援事業利用者数	6人
		就労定着支援事業の就労定着率	0.0%
	目標	①一般就労への移行者数	16人
		就労移行支援事業	7人
		就労継続支援 A型事業	2人
		就労継続支援 B型事業	7人
		就労移行支援事業所の割合	50.0%以上*
		②就労定着支援事業利用者数	9人
		③就労定着率が7割以上の就労定着支援事業所の割合	25.0%

*実績は令和4年度末時点、目標は令和8年度末時点

*就労移行支援事業所数は、令和8年度末における就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所の割合

4. 障がい児支援の提供体制の整備等

〈国の基本指針〉

児童発達支援センターの設置

- 令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村または各圏域に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。

保育所等訪問支援の実施

- 令和8年度末までに、各市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。

児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

- 令和8年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村または各圏域に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。

医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

- 令和8年度末までに、各市町村または各圏域において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児に関するコーディネーターを配置することを基本とする。

〈市の方向性〉

国の基本方針に則し、障がい児支援の提供体制の整備に向けた目標を設定します。

◆障がい児支援の提供体制の整備に向けた目標

本市の目標	実績	児童発達支援センターの設置	設置済み
		保育所等訪問支援の実施	設置済み
		児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	設置済み
		医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置	協議の場を設置、コーディネーターは未配置
	目標	①児童発達支援センターの設置	継続して維持
		②保育所等訪問支援の実施	継続して実施
		③児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	継続して確保
		④医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置	継続して開催、コーディネーターについては圏域での配置を検討

※実績は令和4年度末時点、目標は令和8年度末時点

5. 相談支援体制の充実・強化等

〈国の基本指針〉

相談支援体制の充実・強化等

- 令和8年度末までに、各市町村または各圏域において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化および関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置することを基本とする。

〈市の方向性〉

国の基本方針に則し、相談支援体制の充実・強化に向けた目標を設定します。

◆相談支援体制の充実・強化等に向けた目標

本市の目標	実績	総合的・専門的な相談支援機関の設置	設置済み
		総合的・専門的な相談支援の実施	実施
		訪問等による専門的な指導・助言	実施
		相談支援事業者的人材育成の支援	実施
		相談機関との連携強化の取組の実施	実施
	目標	①総合的・専門的な相談支援機関の設置	継続して維持
		②総合的・専門的な相談支援の実施	継続して実施
		③訪問等による専門的な指導・助言	継続して確保
		④相談支援事業者的人材育成の支援	継続して実施
		⑤相談機関との連携強化の取組の実施	継続して実施
		⑥個別事例の支援内容の検証の実施回数	6回
		⑦主任相談支援専門員の配置数	2人
		⑧協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等	実施

※実績は令和4年度末時点、目標は令和8年度末時点

6. 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

〈国の基本指針〉

障がい福祉サービス等の質の向上

○令和8年度末までに都道府県及び市町村において障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築することを基本とする。

〈市の方向性〉

国の基本方針に則し、障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築に向けた目標を設定します。

◆障がい福祉サービス等の質の向上に向けた目標

本市の目標	実績	障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	積極的に活用 未実施
	目標	①障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用 ②障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有 ③指導監査結果の関係市町村との共有	積極的に活用 審査結果の共有の場の検討 指導監査結果の共有の場の検討

※実績は令和4年度末時点、目標は令和8年度末時点

第2章 障がい福祉サービスの見込量



1. 訪問系サービス

(1) 居宅介護(ホームヘルプ)

〈サービスの内容〉

○ホームヘルパーが障がいのある人の居宅を訪問して、入浴、排泄及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたるサービスを行います。

◆今後のサービス見込量と確保策◆

- ・量の見込みと利用者数については、令和5年度時点の実績見込みを基準に変化率推計を採用しています。
- ・施設入所者や精神障がい者等の地域生活移行後の定着支援をはじめ、ニーズの高いサービスであるため、サービスを提供できる事業所の拡充に努めます。

サービス利用対象者

障害支援区分が区分1以上（児童の場合はこれに相当する心身の状態）である方

◆実績と見込み

	単位	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（推計）		
		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
量の見込み	時間／年	19,167	20,435	20,519	20,520	20,664	20,748
利用者数	人／年	1,090 (91)	1,221 (102)	1,281 (105)	1,368 (114)	1,476 (123)	1,596 (133)

※年間延べ利用時間数、年間延べ利用者数、令和5年は7月までの実績に基づく推計（）内は月平均利用者数

(2)重度訪問介護

〈サービスの内容〉

○重度の肢体不自由のある人で、常時介護を要する障がい者（児）または重度の知的・精神障がいにより行動上著しい困難がある人が、居宅において入浴、排泄及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助や外出時における移動中の介護等を総合的に受けられるサービスです。

◆今後のサービス見込量と確保策◆

- ・利用者数については、令和3～5年度時点の見込みを基準に設定しています。
- ・量の見込みについては、令和5年度時点の実績見込みを基準に変化率推計を採用しています。
- ・令和2年度の実績を考慮し、令和2～3年度の実績・支給量の減少による影響を抑制し、見込量を再設定しています。
- ・相談支援専門員との連携等を通じて、関係者間での必要な情報の共有化を進めるとともに、社会資源の確保に努めます。

サービス利用対象者

重度の肢体不自由のある人で、常時介護を要する障がいのある人または重度の知的・精神障がいにより行動上著しい困難を有する人のうち、以下のいずれにも該当する人を対象とします。

[肢体不自由者の要件]

- ①障害支援区分4以上の人
- ②二肢以上に麻痺等がある人
- ③障害支援区分の認定調査項目のうち、「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれも「できる」以外の認定がされている人

[知的・精神障がい者の要件]

- ①障害支援区分4以上の人
- ②障害支援区分の認定調査項目の行動関連項目（12項目）の合計点数が10点以上の人

◆実績と見込み

単位		第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（推計）		
		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
量の見込み	時間／年	4,195	5,037	5,480	5,976	6,516	7,128
利用者数	人／年	36 (3)	36 (3)	36 (3)	36 (3)	36 (3)	36 (3)

※年間延べ利用時間数、年間延べ利用者数、令和5年は7月までの実績に基づく推計（）内は月平均利用者数

(3)同行援護

〈サービスの内容〉

- 視覚障がいにより、移動に著しい困難がある人に対し、外出の同行及び外出時に必要となる排泄・食事等の援護、その他必要な支援（代筆・代読含む）を行います。

◆今後のサービス見込量と確保策◆

- ・量の見込みと利用者数については、令和5年度時点の実績見込みを基準に変化率推計を採用しています。
- ・同行援護については介助者に資格が必要であるため、関係団体と連携のもとサービス提供事業所に対して、養成研修等への参加を促し、人材の確保に努めます。

サービス利用対象者

視覚障がいにより移動に著しい困難を有する障がいのある人で、外出時の移動において情報の提供や援護等を必要とする人を対象とします。

◆実績と見込み

	単位	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（推計）		
		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
量の見込み	時間／年	2,863	3,049	3,080	3,468	4,104	4,788
利用者数	人／年	165 (14)	186 (16)	186 (16)	204 (17)	228 (19)	252 (21)

※年間延べ利用時間数、年間延べ利用者数、令和5年は7月までの実績に基づく推計（）内は月平均利用者数

(4)行動援護

〈サービスの内容〉

○知的障がいまたは精神障がいにより、行動上著しい困難を有する障がいのある人等で常時介護を要する人が、行動するときの危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排泄及び食事等の介護、その他行動する際に必要な援助が受けられるサービスです。

◆今後のサービス見込量と確保策◆

- ・量の見込みと利用者数については、令和5年度時点の実績見込みを基準に変化率推計を採用しています。
- ・在宅で生活する知的障がいのある人や精神障がいのある人等にとって必要なサービスとなります。サービスの利用対象者の制度の周知を図ります。

サービス利用対象者

知的障がいまたは精神障がいにより、行動上著しい困難を有する人で常時介護を要する人のうち、以下のいずれにも該当する人を対象とします。

- ①障害支援区分3以上の人
- ②障害支援区分の認定調査項目の行動関連項目（12項目）の合計点数が10点以上の人

◆実績と見込み

	単位	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（推計）		
		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
量の見込み	時間／年	3,095	3,274	3,405	3,888	4,471	5,054
利用者数	人／年	180 (15)	205 (17)	210 (18)	240 (20)	276 (23)	312 (26)

※年間延べ利用時間数、年間延べ利用者数、令和5年は7月までの実績に基づく推計（ ）内は月平均利用者数

(5)重度障害者等包括支援

〈サービスの内容〉

○常時介護の必要性が著しく高い人が、居宅介護など複数のサービスを包括的に受けられるサービスです。

◆今後のサービス見込量と確保策◆

- ・サービス利用者がないものと見込んでいます。

サービス利用対象者

障害支援区分6に該当する人のうち、意思疎通に著しい困難を有する人であって、以下のいずれかに該当する人を対象とします。

- ①重度訪問介護の対象であって、四肢全てに麻痺等があり、寝たきり状態にある障がいのある人（筋萎縮性側索硬化症（ALS）など気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている身体障がいのある人または最重度の知的障がいのある人）
- ②障害支援区分の認定調査項目の行動関連項目（12項目）の合計点数が10点以上の人

◆実績と見込み

	単位	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（推計）		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
量の見込み	時間／年	0	0	0	0	0	0
利用者数	人／年	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)

※年間延べ利用時間数、年間延べ利用者数、令和5年は7月までの実績に基づく推計（）内は月平均利用者数

2. 日中活動系サービス

(1)生活介護

〈サービスの内容〉

○常に介護を必要とする人に、主に日中に障がい者支援施設等で入浴、排泄及び食事等の介護を提供するとともに、創作的活動または生産活動の機会等を提供するサービスです。

◆今後のサービス見込量と確保策◆

- ・量の見込みと利用者数については、令和5年度時点の実績見込みを基準に変化率推計を採用しています。
- ・令和7年度以降の市内事業所の定員拡充を考慮し、見込量を再設定しています。
- ・障がいのある人の地域における日中活動の場として不可欠なサービスです。特に、重度障がいのある人の特性に適切に対応できるよう、サービス提供事業所の充実を図ります。

サービス利用対象者

地域や入所施設等において、安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要な障がいのある人で次に掲げる人を対象とします。

- ①障害支援区分3（障がい者支援施設に入所する場合は区分4）以上の人
- ②年齢が50歳以上の場合は、障害支援区分が2（障がい者支援施設に入所する場合は区分3）以上の人

◆実績と見込み

	単位	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（推計）		
		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
量の見込み	人日／年	23,360	25,062	26,559	28,956	32,604	34,656
利用者数	人／年	1,250	1,355	1,425	1,524	1,716	1,824

※年間延べ利用日数、年間延べ利用者数、令和5年は7月までの実績に基づく推計

※日中活動系サービス量の見込み「人日」＝「月間の利用人員」×「一人一月あたりの平均利用日数（利用率を加味）」

(2)自立訓練(機能訓練)

〈サービスの内容〉

○身体障がい者や難病の人に対して、自立した日常生活や社会生活がおくれるよう、身体機能や生活能力の維持向上のためのリハビリテーション等を提供するサービスです。

◆今後のサービス見込量と確保策◆

- ・量の見込みと利用者数については、令和5年度時点の実績見込みを基準に変化率推計を採用しています。
- ・サービスの利用希望が生じたときに適切に提供できるようサービス提供事業所の確保に努めます。

サービス利用対象者

地域生活を営むうえで必要な身体機能や生活能力の維持、向上等のため、一定の支援が必要な身体障がいのある人または難病を患っている人を対象とします。

- ①入所施設、病院を退所、退院した人であって、地域生活への移行等を図るうえで、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持、回復等の支援が必要な人
- ②特別支援学校を卒業した人であって、地域生活を営むうえで、身体機能の維持・回復等の支援が必要な人

◆実績と見込み

単位		第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（推計）		
		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
量の見込み	人日／年	77	116	183	180	180	180
利用者数	人／年	7	16	12	12	12	12

※年間延べ利用日数、年間延べ利用者数、令和5年は7月までの実績に基づく推計

(3)自立訓練(生活訓練)

〈サービスの内容〉

- 障害福祉サービス事業所または障害のある方の居宅において、入浴、排せつ、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談および助言などの支援を行います。

◆今後のサービス見込量と確保策◆

- ・量の見込みと利用者数については、令和5年度時点の実績見込みを基準に利用率推計を採用しています。
- ・知的障がいのある人や精神障がいのある人の生活能力の維持、向上等のために必要なサービスであり、サービスの利用希望が生じたときに適切に提供できるようサービス提供事業所の確保に努めます。
- ・1人月あたりの利用回数にはらつきがありますが、量の見込と利用者数ともに実績3か年の平均値から微増していくものとし、利用見込量を再設定しています。

サービス利用対象者

地域生活を営むうえで必要な生活能力の維持、向上等のため、以下に該当する一定の支援が必要な知的障がい者及び精神障がい者を対象とします。

- ①入所施設や病院等を退所、退院した人であって、地域生活への移行を図るうえで生活能力の維持、向上等の支援が必要な人
- ②特別支援学校を卒業した人、継続した通院により症状が安定している人などであって、地域生活を営むうえで、生活能力の維持、向上等の支援が必要な人

◆実績と見込み

	単位	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（推計）		
		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
量の見込み	人日／年	758	461	345	439	528	648
利用者数	人／年	53	42	33	42	48	54

※年間延べ利用日数、年間延べ利用者数、令和5年は7月までの実績に基づく推計

(4)就労選択支援

〈サービスの内容〉

○就労を希望する障がい者本人と事業者が共同で能力や適性、強みや課題、必要な配慮等について整理・評価（就労アセスメント）を行い、適切な一般就労や就労系サービスにつなげるサービスです。

◆今後のサービス見込量と確保策◆

- ・利用者数については、特別支援学校卒業生の数と、令和4年度と令和5年度の就労アセスメント実績値、就労移行支援、就労継続支援A・B型を新たに利用する人の数をもとにしています。
- ・制度の周知を図るとともに、サービス利用希望に対応できる量的及び質的確保に努めます。

サービス利用対象者

就労系障がい福祉サービスを利用する意向のあるもしくは利用している人で、就労アセスメントの手法を活用した支援を希望する障がい者

◆見込み

単位	第6期計画期間（実績）	第7期計画期間（推計）					
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
利用者数	人／年	令和7年度より新規項目			0	10	20

※年間利用者数

(5)就労移行支援

〈サービスの内容〉

○一般就労を希望している人の中で、適性にあった職場への就労等が見込まれる人に対して、知識・能力の向上、実習、職場探しなど、サービス提供事業所内における作業訓練や職場実習、就職後の職場定着支援等を実施する事業です。

◆今後のサービス見込量と確保策◆

- ・量の見込みと利用者数については、令和5年度時点の実績見込みを基準に利用率推計を採用しています。
- ・制度の周知を図るとともに、サービス利用希望に対応できる量的及び質的確保に努めます。

サービス利用対象者

一般就労等を希望し、知識や能力等の向上、実習、職場探しなどを通じ、適性にあつた職場への就労等が見込まれる 65 歳未満の障がいのある人を対象とします。

◆実績と見込み

	単位	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（推計）		
		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
量の見込み	人日／年	2,431	5,063	4,662	4,332	4,788	5,244
利用者数	人／年	169	315	267	228	252	276

※年間延べ利用日数、年間延べ利用者数、令和5年は7月までの実績に基づく推計

(6)就労継続支援 A型

〈サービスの内容〉

○一般企業等での就労が困難な人に、通所により雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識及び能力が高まった人について、一般就労への移行に向けた支援を行うサービスです。

◆今後のサービス見込量と確保策◆

- ・量の見込みと利用者数については、令和5年度時点の実績見込みを基準に変化率推計を採用しています。
- ・湖南圏域における事業所の新設などによる令和4年度以降の実績値増加を考慮し、令和6年度以降の見込量を再設定しています。
- ・雇用契約に基づく安定した収入の確保が期待できる事業です。増加しているニーズに応えられるよう、サービスを供給できる体制を確保します。

サービス利用対象者

企業等に就労することが困難な人で、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な65歳未満の障がいのある人（利用開始時65歳未満の人）を対象とします。

- ①就労移行支援を利用したが、企業等の雇用に結びつかなかった人
- ②特別支援学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用に結びつかなかった人
- ③企業等を離職した人など就労経験のある人で、現に雇用関係がない人

◆実績と見込み

単位		第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（推計）		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
量の見込み	人日／年	8,418	9,314	11,448	12,720	13,920	15,360
利用者数	人／年	444	490	585	636	696	768

※年間延べ利用日数、年間延べ利用者数、令和5年は7月までの実績に基づく推計

(7)就労継続支援 B型

〈サービスの内容〉

○一般企業等での就労が困難な障がいのある人に、通所により就労や生産活動の機会等を提供するとともに、一般就労に必要な知識や能力等が高まった人に対しては一般就労等への移行に向けて支援を行うサービスです。

◆今後のサービス見込量と確保策◆

- ・量の見込みと利用者数については、令和5年度時点の実績見込みを基準に変化率推計を採用しています。
- ・令和7年度以降の市内事業所の定員拡充を考慮し、見込量を再設定しています。
- ・福祉的就労の場としての利用の多いサービスであり、今後も一定の利用者が見込まれます。多様なサービス提供形態を含め、新規事業所の参入や既存事業書の定員増等を促します。

サービス利用対象者

就労の機会等を通じ、生産活動に係る知識及び能力の向上や維持等が期待される障がいのある人を対象とします。

- ①就労経験がある人で、年齢や体力等の面で一般企業に雇用されることが困難となった人
- ②就労移行支援事業を利用した結果、就労継続支援事業（B型）の利用が適当と判断された人
- ③上記①、②に該当しない人で、50歳に達している人または障害基礎年金1級の受給者

◆実績と見込み

	単位	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（推計）		
		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
量の見込み	人日／年	37,581	39,000	41,379	43,248	46,716	48,756
利用者数	人／年	2,257	2,377	2,433	2,544	2,748	2,868

※年間延べ利用日数、年間延べ利用者数、令和5年は7月までの実績に基づく推計

(8)就労定着支援

〈サービスの内容〉

○就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障害者で、就労にともなう環境変化により生活面の課題が生じている者に対して、障がいのある人との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係者等との連絡調整やそれにともなう課題解決にむけて必要となる支援等を行うサービスです。

◆今後のサービス見込量と確保策◆

- ・現在の利用者数を基準に、利用率推計を採用しています。
- ・サービス利用対象者に制度の周知を図るとともに、サービスを提供できる事業所の拡充に努めます。

サービス利用対象者

生活介護、自立訓練、就労移行支援または就労継続支援を利用して一般就労した障がいのある人を対象としています。

◆実績と見込み

単位		第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（推計）		
		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
利用者数	人／年	7	5	5	6	6	6

※月平均利用者数、令和5年は7月までの実績に基づく推計

(9)療養介護

〈サービスの内容〉

○医療と常時介護を必要とする人に、病院で機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理のもとにおける介護及び日常生活上の世話などを支援するサービスです。

◆今後のサービス見込量と確保策◆

- ・現在の利用者数を基準に、変化率推計を採用しています。
- ・筋萎縮性側索硬化症（ALS）、筋ジストロフィー患者、重症心身障がいのある人に対応できる医療施設でのみ展開が可能な事業であるため、市内での事業所の増加は難しく、圏域でのサービス提供事業所の情報収集と利用調整に努めます。

サービス利用対象者

病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする障がいのある人で、次に掲げる人を対象とします。

- ①筋萎縮性側索硬化症（ALS）患者など気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている人で、障害支援区分6の人
- ②筋ジストロフィー患者または重症心身障がいのある人で、障害支援区分5以上の人
- ③平成24年3月31日時点において重症心身障がい児施設に入所していた人または改正前の児童福祉法に基づく指定医療機関に入院していた人であって、平成24年4月1日以降も指定療養介護事業所を利用する①及び②以外の人

◆実績と見込み

単位	第6期計画期間（実績）	第7期計画期間（推計）					
		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
量の見込み	人／年	15	14	14	14	14	14

※月平均利用者数、令和5年は7月までの実績に基づく推計

(10)短期入所(ショートステイ)

〈サービスの内容〉

○居宅において、介護をする人が病気その他の理由により介護を行えない場合など
の際に、短期間、夜間も含めて障がい者支援施設等で入浴、排泄及び食事の介護
等が受けられるサービスです。

◆今後のサービス見込量と確保策◆

- ・量の見込みと利用者数については、令和5年度時点の実績見込みを基準に変化率推計を採用しています。
- ・障がい者（児）の保護者等の事情による利用に加え、近年増加傾向にある災害時や虐待事案における一時保護施設としての利用が求められます。

サービス利用対象者

[福祉型]

障害支援区分1以上である人

[医療型]

以下に該当する人を対象とします。

- ①遷延性意識障がいのある人
- ②筋萎縮性側索硬化症（ALS）等の運動ニューロン疾患の分類に属する疾患有する人及び重症心身障がいのある人等

◆実績と見込み

	単位	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（推計）		
		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
量の見込み	人日／年	1,255	1,710	1,587	1,980	2,100	2,220
利用者数	人／年	357 (30)	358 (30)	375 (31)	396 (33)	420 (35)	444 (37)

※年間延べ利用日数、年間延べ利用者数、令和5年は7月までの実績に基づく推計（　）内は月平均利用者数

3. 居住系サービス

(1) 共同生活援助(グループホーム)

〈サービスの内容〉

○夜間や休日等、共同生活を行う住居で、入浴、排泄及び食事等の介護や日常生活上等の援助が受けられるサービスです。

◆今後のサービス見込量と確保策◆

- ・現在の利用者数を基準に、利用率推計を採用しています。
- ・湖南圏域における事業所の新設などによる令和4年度以降の実績値増加を考慮し、令和7年度以降の見込量を再設定しています。
- ・障がいのある人の地域生活へ向けた訓練や生活の場等として、ニーズの増加が見込まれるため、既存事業所における定員の拡大や新規事業所等の参入を働きかけます。

サービス利用対象者

身体障がいのある人（65歳未満の人または65歳に達する日の前日までに障がい福祉サービスもしくは、これに準ずるものを利用したことがある人に限る）、知的障がいのある人及び精神障がいのある人を対象とします。

◆実績と見込み

単位	第6期計画期間（実績）	第7期計画期間（推計）				
		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
利用者数 人／年	505 (42)	676 (56)	717 (60)	864 (72)	912 (76)	960 (80)

※年間延べ利用者数、令和5年は7月までの実績に基づく推計（）内は月平均利用者数

(2)施設入所支援

〈サービスの内容〉

○施設に入所する障がいのある人に、主として夜間において、入浴、排泄及び食事等の介護を行うサービスです。

◆今後のサービス見込量と確保策◆

- ・現在の利用者数を基準に、利用率推計を採用しています。
- ・入所を希望する障がいのある人が必要なサービスを利用できるよう、市外施設も含めた情報収集と提供に努めます。

サービス利用対象者

以下に該当する人を対象とします。

- ①生活介護利用者であって、障害支援区分4（50歳以上の人の中には、区分3）以上である人
- ②自立訓練または就労移行支援の利用者で、地域の社会資源の状況等により、通所によって訓練等を受けることが困難である人

	単位	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（推計）		
		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
利用者数	人／年	393 (33)	394 (33)	393 (33)	396 (33)	396 (33)	396 (33)

※年間延べ利用者数、令和5年は7月までの実績に基づく推計（ ）内は月平均利用者数

(3)自立生活援助

〈サービスの内容〉

○障がい者支援施設やグループホーム等を利用していった障がいのある人で一人暮らしを希望する人等に対し、定期的に利用者の居宅を訪問し、食事、洗濯、掃除等に課題はないか、公共料金や家賃等に滞納はないか、体調に変化はないか、通院しているか、地域住民との関係は良好かなどについて確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。また、定期的な訪問だけではなく、利用者からの相談・要請があった際は、訪問、電話、メール等による随時の対応するサービスです。

◆今後のサービス見込量と確保策◆

- ・現在の利用者数を基準に、変化率推計を採用しています。
- ・サービスの利用対象者に制度の周知を図るとともに、サービスを提供できる事業所の拡充に努めます。

サービス利用対象者

AかつBを対象者とします。

A：定期的な巡回訪問または随時通報による必要な情報の提供及び助言その他の援助が必要な障がいのある人

B：居宅において単身（家族と同居している場合でも家族等が障がい、疾病等）のため、居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題に対する支援が見込めない状況にある障がいのある人

※具体的な対象者

①障がい者支援施設等の退所者、グループホームの退去者、精神科病院等の医療機関を退院した者であって、障がいに起因する疾病等により入院していた者※退院から3ヶ月以内のものに限る

②現に「障がい、疾病等を有する家族との同居」している者であって、単身生活をしようとする者

③その他自立生活援助の利用により、自立した日常生活または、社会生活を営むことが可能と判断される者 ※②、③は現に地域生活をしている障がいのある人

◆実績と見込み

単位		第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（推計）		
		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
利用者数	人／月	1	1	0	1	1	1

※月平均利用者数、令和5年は7月までの実績に基づく推計

4. 相談支援

(1) 計画相談支援

〈サービスの内容〉

○指定特定相談支援事業者が、障がい福祉サービスを利用する人について、心身の状態や置かれている環境等、サービスの利用に関する意向等を聞きながら、サービス等利用計画を作成するものです。

◆今後のサービス見込量と確保策◆

- ・現在の利用者数を基準に、変化率推計を採用しています。
- ・障がいのある人の重度化、高齢化に伴い、今後、相談支援の役割は重要なものとなります。法制度の改正に的確に対応できる相談支援体制を整えるため、自立支援協議会において、相談支援専門員の質的向上などの人材育成を支援します。

サービス利用対象者

障がい福祉サービスまたは地域相談支援を利用するすべての人を対象とします。

◆実績と見込み

単位		第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（推計）		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
利用者数	人／年	360	384	413	444	480	516

※年間利用実人数、令和5年は7月までの実績に基づく推計

(2)地域移行支援

〈サービスの内容〉

○障がい者支援施設等に入所している障がいのある人、精神科病院に入院している精神障がいのある人、保護施設・矯正施設等に入所している障がいのある人に対して、関係機関が協力して地域での生活に移行するための活動に関する相談その他の必要な支援を行うサービスです。

◆今後のサービス見込量と確保策◆

- ・地域移行支援が実施できる相談支援事業所は限られているため、各年度実施を目標としました。
- ・市、病院、サービス事業所との連携により、利用の促進を図るとともに社会資源の確保に努めます。

サービス利用対象者

障がい者支援施設等に入所している障がいのある人または精神科病院に入院している精神障がいのある人を対象とします。

◆実績と見込み

	単位	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（推計）		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
利用者数	人／月	0	0	0	1	1	1

(3)地域定着支援

〈サービスの内容〉

○居宅において単身等で生活する障害者について、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態などにおいて相談その他必要な支援を行うサービスです。

◆今後のサービス見込量と確保策◆

- ・現在の利用者数を基準に、変化率推計を採用しています。
- ・県が指定する指定一般相談支援事業者と連携し、障がいのある人が安定した地域生活を送れるよう、支援体制を確保します。
- ・相談支援専門員の質的向上などの人材育成を支援します。

サービス利用対象者

居宅において単身で生活する人や同居している家族等による支援を受けられない人を対象とします。

◆実績と見込み

	単位	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（推計）		
		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
利用者数	人／月	3	3	2	2	2	2

※月平均利用者数

第3章 地域生活支援事業の見込量



地域生活支援事業は、市町村及び都道府県が主体となり、地域の実情や利用者の状況等に応じて実施する事業です。生活上の相談、日常生活用具の給付、移動支援事業など、特に日常生活に欠かせないサービスは「必須事業」として実施することとされています。一方で、市町村及び都道府県の判断により、障がいのある人の自立した生活に必要案「任意事業」を実施できるようになっています。

◆必須事業◆

- (1) 理解促進研修・啓発事業
- (2) 自発的活動支援事業
- (3) 相談支援事業
- (4) 成年後見制度利用支援事業
- (5) 意思疎通支援事業
- (6) 日常生活用具給付等事業
- (7) 手話奉仕員養成研修事業
- (8) 移動支援事業
- (9) 地域活動支援センター機能強化事業

◆任意事業◆

- (1) その他のサービス
 - ①日中一時支援事業
 - ②訪問入浴サービス事業
 - ③スポーツ・レクリエーション教室開催等事業
 - ④点字・声の広報等発行事業
 - ⑤生活行動訓練事業

1. 必須事業

(1) 理解促進研修・啓発事業

〈サービスの内容〉

地域社会の住民に対して障害者等に対する理解を深めるための研修・啓発事業です。

障がいのある人が、日常生活を営むうえで生じる「社会的障壁」を除去し、市民の障がいに関する正しい知識と理解が深まるよう、啓発活動を通じて、地域住民へ働きかけます。また障がい者差別の解消に取り組み、合理的配慮の提供の促進を図ります。

(2) 自発的活動支援事業

〈サービスの内容〉

障がい者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がい者等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援する事業です。

障がいのある人が自立した生活を送ることができるよう、障がいのある人やその家族、ボランティア活動団体、地域住民等による自発的な取組を支援します。

(3)相談支援事業

〈サービスの内容〉

障がい者相談支援事業

○障がいのある人の福祉に関する様々な問題について障がいのある人からの相談に応じ、情報の提供や助言等をはじめ障がい福祉サービスの利用支援、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整、障がいのある人の権利擁護のために必要な援助などを行う事業です。

基幹相談支援センター等機能強化事業

○総合的な相談に対応するほか、権利擁護（成年後見制度、虐待防止の相談）、人材育成と地域のネットワーク化を図るなど、地域における相談の中核的な役割を担う機関です。相談支援機能の強化のため、専門的職員を配置します。

◆見込み

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障がい者相談支援事業			
一般相談支援委託事業所	既存の1か所において継続して運営		
障がい者虐待防止センター	既存の1か所において継続して運営		
地域自立支援協議会	既存の1か所において継続して運営		
成年後見制度利用支援事業	既存の1か所において継続して運営		

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
基幹相談支援センター等機能強化事業			
基幹相談支援センター	既存の1か所において継続して運営		

(4)成年後見制度利用支援事業

〈サービスの内容〉

○成年後見制度の利用が有効と認められる知的障がいのある人または精神障がいのある人に対し、申し立てに要する経費及び後見人等の報酬を助成する事業です。

◆見込み

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度利用支援事業	6件	8件	10件

※年間利用件数

(5)意思疎通支援事業

〈サービスの内容〉

聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人に、手話通訳等の方法により、障がい者とその他の者の意思疎通を仲介する手話通訳者等の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図る事業です。

◆見込み

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
専任手話通訳者数	2人	2人	2人
派遣件数*	210件	220件	230件

※年間延べ利用件数

(6)日常生活用具給付等事業

〈サービスの内容〉

○重度障がいのある人等に対し、日常生活用具を給付することによって日常生活の便宜を図る事業です。

具体的な種目	種目の内容
介護・訓練支援用具	障がいのある人の身体介護を支援する用具や障がいのある児童が訓練に用いるいす等の用具
自立生活支援用具	障がいのある人の入浴補助用具や聴覚障がい者用屋内信号装置等の入浴、食事、移動等の自立生活を支援する用具
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器や盲人用体温計等の障がいのある人の在宅療養等を支援する用具
情報・意思疎通支援用具	点字器や人工喉頭等の障がい者等の情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援する用具
排泄管理支援用具	ストーマ用装具等の障がいのある人の排泄管理を支援する衛生用品
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	手すりの取付け、床段差の解消等の障がいのある人の移動等を円滑にするための小規模な住宅改修に伴う費用
重度障がい者 バリアフリー支援機器	重度の障がいのある人が日常生活を営むうえでの不便を解消し、自立して生活を営むことを容易にするための機器

◆見込み

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護・訓練支援用具	5件	5件	5件
自立生活支援用具	6件	6件	6件
在宅療養等支援用具	30件	30件	30件
情報・意思疎通支援用具	20件	20件	20件
排泄管理支援用具	1,570件	1,570件	1,570件
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	2件	2件	2件
重度障がい者バリアフリー支援機器	2件	2件	2件

※年間延べ給付件数

(7)手話奉仕員養成・研修事業

〈サービスの内容〉

○聴覚障がいのある人との交流活動の促進や支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員等を養成する事業です。

◆見込み

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話奉仕員養成・研修事業	20人	20人	20人

※年間受講者数

(8)移動支援事業

〈サービスの内容〉

○一人で外出するのが困難な障がいのある人の余暇活動等の社会参加のために、ガイドヘルパーが移動の支援を行う事業です。

◆見込み

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
移動支援事業	事業所数	40か所	40か所	40か所
	時間	6,760時間	6,760時間	6,760時間
	利用者数	2,684人	2,684人	2,684人

※委託事業所数、年間延べ利用時間、年間延べ利用者数

(9) 地域活動支援センター機能強化事業

〈サービスの内容〉

○障がいのある人の地域生活支援の促進を図ることを目的に、地域活動支援センターにおいて、障がいのある人に対する創作的活動や生産活動等の機会の提供などを行う事業です。

◆見込み

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
事業所数	2か所	2か所	2か所
利用者数	2,200人	2,220人	2,240人

※委託事業所数、年間延べ利用者数

2. 任意事業

本市が取り組むその他の地域生活支援事業の概要は以下のとおりです。

(1) その他のサービス

① 日中一時支援事業

〈サービスの内容〉

- 障がいのある人の日中における活動の場を確保し、障がいのある人の家族の就労支援及び障害者を日常的に介護している家族の一時的な休息を図る事業です。

② 訪問入浴サービス事業

〈サービスの内容〉

- 地域における身体障がいのある人の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供する事業です。

③ スポーツ・レクリエーション教室開催等事業

〈サービスの内容〉

- スポーツ・レクリエーション活動を通じて、障がいのある人等の体力増強、交流、余暇等に資するため、各種スポーツ・レクリエーション教室や障がい者スポーツ大会等を開催する事業です。

④ 点字・声の広報等発行事業

〈サービスの内容〉

- 文字による情報の入手が困難な視覚障がいのある人に対して、市が発行する広報紙等を点訳・音訳により提供する事業です。

⑤ 生活行動訓練事業

〈サービスの内容〉

- 日常生活に支援を必要とする障がいのある人に対して、自立した生活を送るために必要なスキルや訓練を提供する事業です。

◆見込み

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
日中一時支援	7,891人	8,062人	8,233人
訪問入浴サービス事業	6人	6人	6人
スポーツ・レクリエーション教室等開催事業	710人	710人	710人
点字・声の広報等発行事業	7人	7人	7人
生活行動訓練事業	25人	25人	25人

※年間実利用者数

ただし、日中一時支援は年間延べ利用者数、訪問入浴サービス事業については支給決定者数

第4章 障がい児福祉サービスの見込量

1. 障がい児通所支援

(1) 児童発達支援

〈サービスの内容〉

○集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障がいのある児童について、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援を行います。

◆今後のサービス見込量と確保策◆

- ・量の見込みと利用者数については、令和5年度時点の実績見込みを基準に変化率推計を採用しています。
- ・療育の必要な児童が、十分な療育支援を受けることができるようサービス提供体制の充実を図ります。

サービス利用対象者

療育の必要があると認められる未就学児を対象とします。

◆実績と見込み

	単位	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（推計）		
		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
量の見込み	人日／年	4,137	4,889	5,652	6,600	7,260	7,620
利用者数	人／年	1,080	1,128	1,200	1,320	1,452	1,524

※年間延べ利用日数、年間延べ利用者数、令和5年は7月までの実績に基づく推計

※障がい児通所支援の量の見込みの単位「人日」＝「月間の利用人員」×「一人一月あたりの平均利用日数（利用率を加味）」

(2)居宅訪問型児童発達支援

〈サービスの内容〉

○児童発達支援等の障がい児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障がいのある児童に対し、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援をするサービスです。

◆今後のサービス見込量と確保策◆

- ・サービス利用者がないものと見込んでいますが、サービスの利用希望が生じたときに適切な提供ができるようサービス提供事業所の確保に努めます。

サービス利用対象者

AまたはBかつCを対象とします。

A：重度の障がいの状態（法定事項）

B：(a) 人工呼吸器を装着している状態、その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある場合＝医療的ケア児

(b) 重い疾病のため感染症にかかるおそれがある状態にある場合

C：児童発達支援等を受けるために外出することが著しく困難な障がいのある児童（法定事項）

◆実績と見込み

	単位	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（推計）		
		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
量の見込み	人日／年	39	67	0	60	60	60
利用者数	人／年	12	12	0	12	12	12

※年間延べ利用日数、年間延べ利用者数、令和5年は7月までの実績に基づく推計

(3)放課後等デイサービス

〈サービスの内容〉

○小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等に就学している障がいのある児童について、学校の授業終了後や夏休み等に、生活能力向上のために必要な訓練や社会との交流の促進等の支援を行うサービスです。

◆今後のサービス見込量と確保策◆

- ・量の見込みと利用者数については、令和5年度時点の実績見込みを基準に変化率推計を採用しています。
- ・療育の必要な児童が、充分な療育支援を受けることができるようサービス提供体制の充実を図ります。

サービス利用対象者

授業終了後や休業日等に療育が必要であると認められる就学児を対象とします。

◆実績と見込み

	単位	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（推計）		
		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
量の見込み	人日／年	21,108	23,712	28,524	34,950	40,650	48,000
利用者数	人／年	1,692	1,980	2,340	2,796	3,252	3,840

※年間延べ利用日数、年間延べ利用者数、令和5年は7月までの実績に基づく推計

(4)保育所等訪問支援

〈サービスの内容〉

○保育所、その他の児童が集団生活を営む施設等に通う障がいのある児童について、療育の専門スタッフが保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援等を行うサービスです。

◆今後のサービス見込量と確保策◆

- ・量の見込みと利用者数については、令和5年度時点の実績見込みを基準に変化率推計を採用しています。
- ・湖南圏域の児童発達支援センターを通じた広域的な対応により利用調整を図りながら、サービス提供事業所の確保に努めます。

サービス利用対象者

保育所やその他の集団生活等を営む施設に通う児童で、その施設を訪問し、専門的な支援を受ける必要があると認められる障がいのある児童を対象としています。

◆実績と見込み

	単位	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（推計）		
		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
量の見込み	人日／年	78	100	147	216	336	480
利用者数	人／年	52	77	60	72	84	96

※年間延べ利用日数、年間延べ利用者数、令和5年は7月までの実績に基づく推計

(5)障がい児相談支援

〈サービスの内容〉

- 障がい児通所支援を利用する障害児について、心身の状態、置かれている環境、サービスの利用に関する意向等を聞きながら、サービス等利用計画を作成するものです。

◆今後のサービス見込量と確保策◆

- ・利用者数については、令和5年度時点の実績見込みを基準に変化率推計を採用しています。
- ・療育の必要な児童が充分な療育支援を受けることができる相談支援体制を整えるため、自立支援協議会において、相談支援専門員の質的向上を図ります。

サービス利用対象者

障害児通所支援を利用する全ての障がいのある児童を対象とします。

◆実績と見込み

	単位	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（推計）		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
利用者数	人／年	180	168	182	185	208	224

※年間延べ利用者数、令和5年は7月までの実績に基づく推計

(6)医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

〈サービスの内容〉

- 医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等を配置します。

◆実績と見込み

	単位	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（推計）		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
配置数	人／年	0	0	0	圏域で設置を検討		

第5章 その他活動指標

(1)発達障がい者等に対する支援

〈活動指標の解説〉

○国の基本指針においては、発達障がいのある人を早期に発見し、対応するために、保護者等が子どもの発達障がいの特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、発達障がいのある人及びその家族等に対する支援体制を確保することが重要であるとされています。

◆実績と見込み

	単位	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（推計）		
		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の受講者数	人／年	16	11	5	10	10	10
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の実施者数	人／年	3	3	3	3	3	3
ペアレントメンターの人数	人／年	4	4	4	4	4	4
ピアサポートの活動への参加人数	人／年	3	1	0	2	2	2

◆活動指標の解説

活動指標	指標の解説
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の受講者・実施数	ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等への受講者数及び実施者数の見込みを定める。
ペアレントメンターの人数	ペアレントメンター養成研修等の修了人数の見込みを定める。
ピアサポートの活動への参加人数	発達障がいのある人によるピアサポート活動に参加した人数の見込みを定める。

(2)精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

〈活動指標の解説〉

- 精神障がいのある人の地域生活を総合的にサポートするため、医療、障がい福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育を一体的に提供できる、精神障がいにも対応できる地域包括ケアシステムの構築が求められています。
- 上記のシステムの構築にあたり、保健、医療・福祉関係者が、地域課題の抽出や方向性の検討を行うための協議の場の設置及び適切な運営が重要であるとされています。また、障がいのある人を支えるサービスについて、状況に応じて適切に提供できるよう見込を定めることも求められています。

①保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催

＜保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数＞

単位	第6期計画期間（実績）	第7期計画期間（推計）					
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
開催回数	回／年	2	4	1	4	4	4

＜保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数＞

単位	第6期計画期間（実績）	第7期計画期間（推計）					
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
保健関係参加者数	人／年	15	36	9	36	36	36
医療(精神科)関係参加者数	人／年	10	16	4	16	16	16
医療(精神科以外)関係参加者数	人／年	3	7	0	7	7	7
福祉関係参加者数	人／年	8	33	8	31	31	31
その他関係者参加者数	人／年	0	0	0	6	6	6
うち介護	人／年	0	0	0	0	0	0
うち当事者	人／年	0	0	0	6	6	6
うち家族	人／年	0	0	0	0	0	0

＜保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数＞

単位	第6期計画期間（実績）	第7期計画期間（推計）					
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
実施回数	回／年	0	0	0	1	1	1

◆活動指標の解説

活動指標	指標の解説
協議の場の開催回数	各市町村（または圏域）の保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場の年間の開催回数の見込を定める。
関係者ごとの 参加者数	市町村（または圏域）ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族等の関係者ごとの参加者数の見込を定める。
協議の場における 目標設定及び 実施回数	市町村（または圏域）ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場における目標設定及び評価の実施回数の見込を定める。

②精神障がい者の地域移行に向けたサービス提供

◆精神障がい者の地域移行に向けたサービス提供(年間)

単位	第6期計画期間（実績）	第7期計画期間（推計）					
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
地域移行支援	人／年	1	0	0	1	1	1
うち精神	人／年	1	0	0	1	1	1
地域定着支援	人／年	2	3	2	2	2	2
うち精神	人／年	1	0	2	2	2	2
共同生活援助	人／年	42	56	63	65	70	75
うち精神	人／年	9	10	13	11	12	13
自立生活援助	人／年	1	1	0	1	1	1
うち精神	人／年	1	1	0	1	1	1

(3)相談支援体制の充実・強化のための取組

〈活動指標の解説〉

○国の基本指針では、相談支援体制の充実・強化を目的として、基幹相談支援センターまたはそれに準ずる機能を有した、総合的・専門的な相談支援の実施や相談支援事業者の質の向上に寄与できる体制の構築が重要とされています。

◆実績と見込み

	単位	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（推計）		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
訪問等による専門的な指導・助言件数	件／年	57	133	102	120	130	140
相談支援事業者的人材育成の支援件数	件／年	6	6	3	6	6	6
相談機関との連携強化の取組の実施回数	回／年	6	6	3	6	6	6

◆活動指標の解説

活動指標	指標の解説
訪問等による専門的な指導・助言件数	障がいの種別や各種のニーズに対応できるよう、地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数の見込を設定する。
相談支援事業者的人材育成の支援件数	障がいの種別や各種のニーズに対応できるよう、地域の相談支援事業者的人材育成の支援件数の見込を設定する。
相談機関との連携強化の取組の実施回数	障がいの種別や各種のニーズに対応できるよう、地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数の見込を設定する。

(4) 障がい福祉サービスの質を向上させるための取組

〈活動指標の解説〉

○障害者総合支援法の理念に基づき、利用者に適切な障がい福祉サービス等を提供できるよう、行政職員が障害者総合支援法の具体的な内容を正確に理解するとともに、各種サービスの利用状況を把握し、障がいのある人等に対して適切にサービスが提供されているかを検証し、その結果を関係者間で共有することが重要であるとされています。

◆実績と見込み

	単位	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（推計）		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用	人／年	3	4	10	12	12	12
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	回／年	0	0	0	1	1	1
指導監査結果の関係市町村との共有	回／年	0	0	0	1	1	1

◆活動指標の解説

活動指標	指標の解説
障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用	障害者総合支援法の具体的な内容の理解を目的として、都道府県や市町村（委託事業含む）が実施する研修への参加人数の見込を定める。初任者向け研修や権利擁護※・虐待防止に関する研修等への参加、事業者向けの研修の聴講等が想定される。
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	障害者自立支援審査支払等システムの審査結果について分析し、その結果を事業所や関係自治体と共有する機会の実施回数の見込を定める。
指導監査結果の関係市町村との共有	都道府県等が実施する指定障がい福祉サービス事業所及び指定障がい児通所支援事業所等に対する指導監査の適正な実施とその結果を関係自治体と共有する体制の有無及びその共有回数の見込を設定する。